

日本海中部地震の記録

昭和58年（1983年）5月26日 発生

秋田市総務部庶務課

目 次

I. 地震活動の概要	1
1. 地震の状況	1
2. 地震津波情報	5
3. これまでの主な地震	5
II. 応急対策の概要	7
1. 災害対策本部の設置	7
2. 広報活動の状況	13
3. 消防活動の状況	20
4. 災害救助法の指定	32
5. 地震相談所の設置	43
III. 被害状況の概要	46
1. 全体的な被害状況	46
2. 死傷者の状況	47
3. 住家被害の状況	48
4. 被害集中地区の状況	50
5. 商工業関係の被害状況	52

IV. 公共施設の被害と復旧	53
1. 土木施設の被害と復旧	53
2. 下水道施設の被害と復旧	58
3. 秋田港の被害状況	60
4. 上水道施設の被害と復旧	62
5. ガス施設の被害と復旧	68
6. 電力施設の被害状況	71
7. 電気通信施設の被害と復旧	71
8. 交通施設の被害と復旧	72
9. 文教施設の被害状況	75
10. 民生施設の被害状況	82
11. 清掃施設の被害状況	83
12. 農林業施設の被害状況	83
13. 消防施設の被害状況	88
V. 救援活動の概要	92
1. 災害弔慰金の支給	92
2. 災害融資の状況	93
3. 救援物資、見舞金の交付状況	97
4. 税、手数料の減免措置	116

VI. 市議会活動の概要	122
--------------------	-----

1. 市議会災害対策本部の設置	122
-----------------------	-----

2. 市議会会員協議会	122
-------------------	-----

3. 市議会定例会の動き	123
--------------------	-----

4. 地震に関する要望・意見書	125
-----------------------	-----

5. 日本海中部地震災害対策特別委員会	127
---------------------------	-----

〈参 考〉

○地震アンケート調査	132
------------------	-----

○秋田県の災害集計状況	135
-------------------	-----

I . 地震活動の概要

1. 地震の状況

○本震の状況

昭和58年(1983年) 5月26日(木)午後12時00分08秒ごろ、秋田県沖にマグニチュード7.7、震度5の地震が発生した。有感範囲は北海道、東北のほぼ全域と関東、信越、北陸地方の一部までに及んだ。

震源は日本海の秋田県能代市沖約100キロメートルの地点(北緯40° 4'、東経138° 9')で、震源の深さは約5キロメートルであった。震源に近い秋田市、青森県深浦町、むつ市では震度5の強震を記録した。

気象庁は、この地震を「昭和58年日本海中部地震」と命名した。各地の震度分布状況は、別図のとおりである。

○地震計の記録

秋田地方気象台では強震計(1倍)、直視式電磁地震計(100倍)、磁気テープ記録式電磁地震計(1000倍)が設置され、地震観測が行われている。

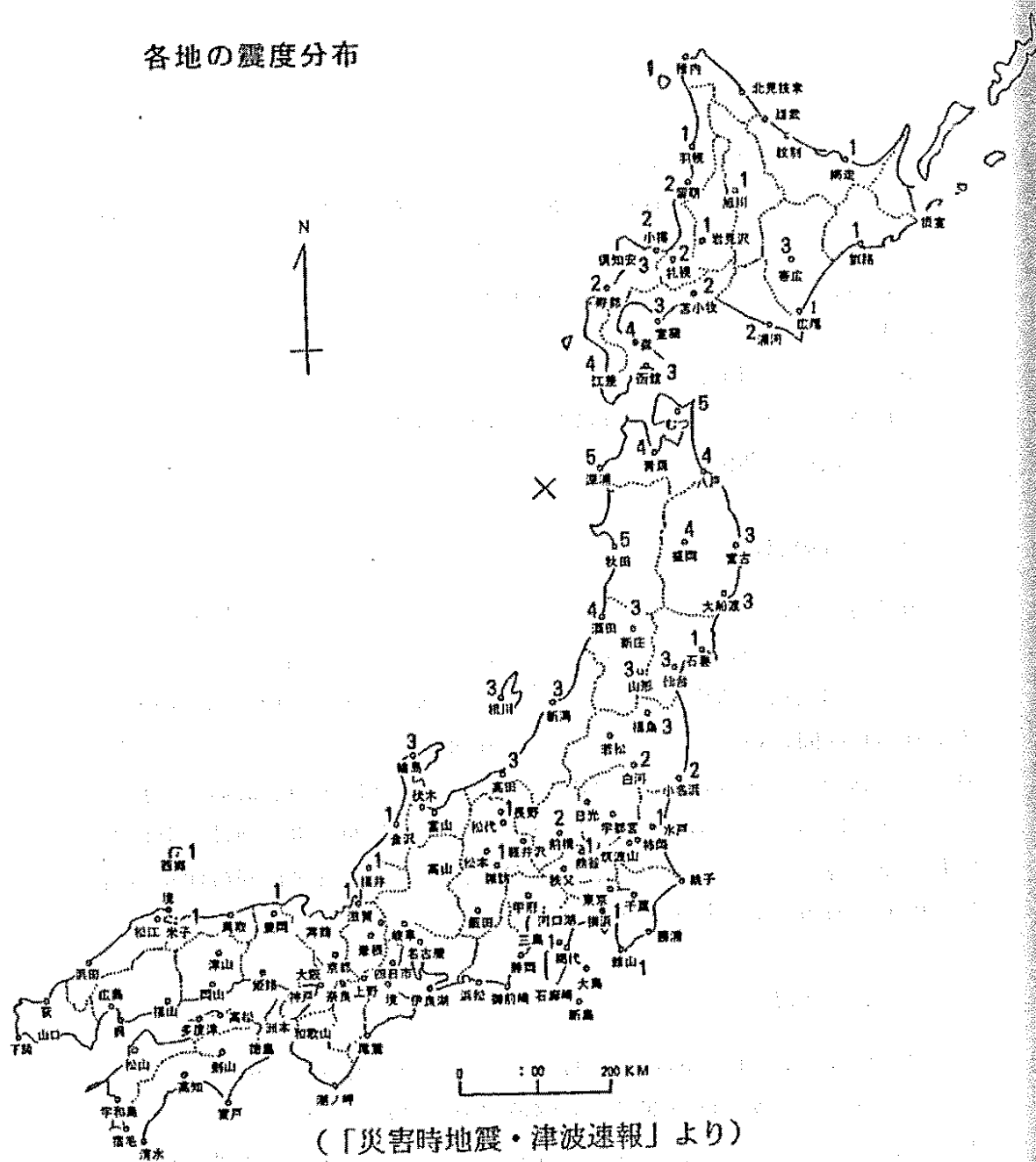
強震計観測記録(倍率1倍)によると、午後12時00分18秒に初期微動が始まり約16秒間続いたあと、強震計の振り切れが記録されており、今回の地震の揺れが大きかったことを物語っている。(別図・強震計の記録)

上・下動は約4分経過後には、ほぼ正常に戻ったが、水平動は10分以上におよび続いた。なお、M7.7の地震は、秋田地方気象台が観測を開始して以来、初めての記録である。

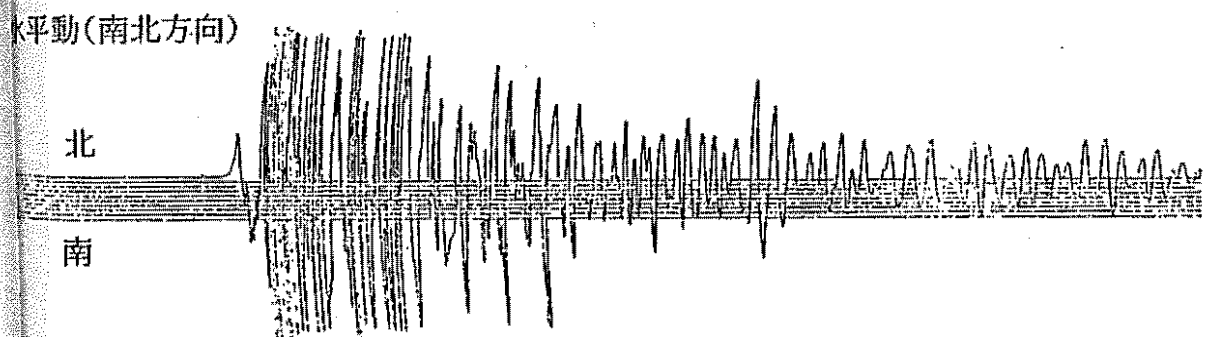
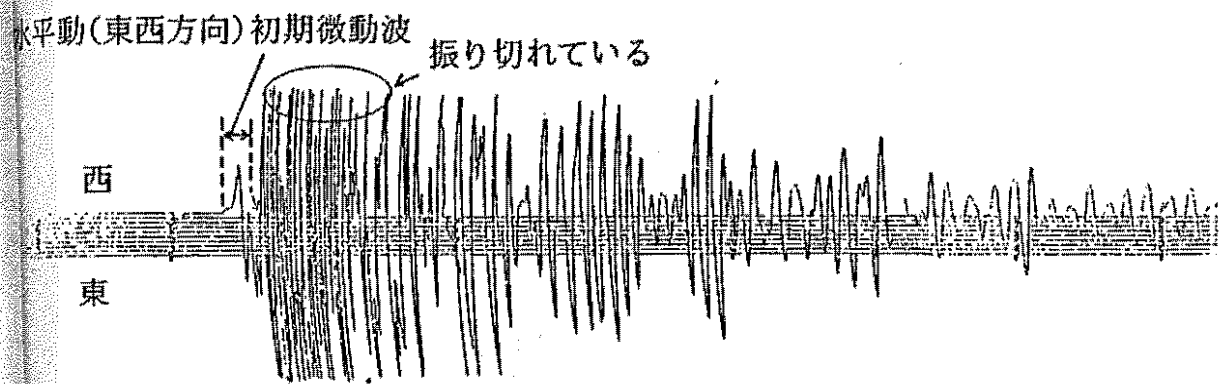
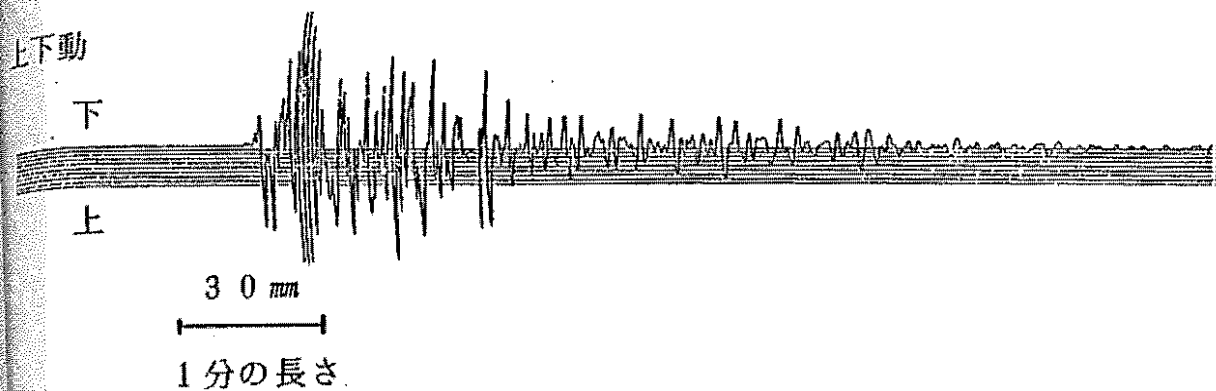
○余震の状況

本震発生後の5月26日から7月26日までの、秋田地方気象台の観測記録によると、有感余震が44回(別表・有感地震の記録)、無感余震が271回発生している。その内容は、震度5が1回(本震)、震度4が2回(6月9日21時49分、同日22時04分)、震度3が9回、震度2が13回、震度1が19回となっている。

各地の震度分布



秋田地方気象台の強震計の記録



(秋田地方気象台提供) ※最大制限振幅は南北動、東西動は 6 cm
上下動は 5 cm

秋田地方気象台有感地震の記録

(昭和58年5月26日～7月26日)

	月	日	時	分	震度		月	日	時	分	震度
1	5.	26	12.	00	5	23	6.	1	09.	59	1
2		26	12.	22	1	24		1	16.	14	1
3		26	12.	39	2	25		3	17.	22	1
4		26	12.	41	2	26		9	13.	37	3
5		26	12.	46	1	27		9	19.	23	3
6		26	12.	54	2	28		9	21.	49	4
7		26	12.	57	3	29		9	22.	04	4
8		26	13.	01	1	30		9	23.	41	1
9		26	13.	21	1	31		10	16.	20	1
10		26	14.	06	1	32		11	15.	15	2
11		26	14.	45	1	33		19	07.	13	3
12		26	15.	18	1	34		19	13.	36	2
13		26	22.	35	2	35		21	15.	25	3
14		26	23.	12	2	36		21	16.	14	1
15		28	18.	14	1	37		23	05.	16	2
16		29	01.	03	2	38		29	14.	12	1
17		29	01.	10	3	39	7.	2	08.	32	1
18		29	09.	28	1	40		2	14.	32	3
19		29	16.	15	1	41		22	21.	16	2
20		30	07.	02	3	42		25	00.	36	1
21	6.	1	08.	19	3	43		25	15.	31	2
22		1	08.	22	2	44		26	08.	17	2

(秋田地方気象台資料)

2. 地震津波情報

地震発生後、仙台管区気象台は本市海岸線を含む津波予報区5区に対し、大津波警報を発令した。発令時刻は午後12時14分、警報は午後12時20分テレビ放送によって放送された。本市が受けた第1報は午後12時25分、秋田電話局から総務部庶務課に電話により伝達された。総務部庶務課は午後12時30分、秋田市消防本部に伝達した。

このルートとは別に秋田市消防本部には午後12時28分、秋田地方気象台から通報があった。

○津波の情報

地震発生後間もなく日本海沿岸に津波が押し寄せた。秋田港に津波第一波が来襲した時刻は記録されていないが、青森県深浦町で午後12時07分に第一波が観測されており、秋田港も同時刻と想定される。

秋田市消防本部が、沿岸住民から聴取した情報によると12時22分～24分に大きな津波が来襲した。海水が急激に引いてから約1分後に白波を立てた波が5回位押し寄せた。また、波の高さは、最高で4～5メートルに達したとの証言があった。

さらに、津波により雄物川河口で釣り船が転覆し、2人が死亡したほか、秋田港内に係留してあった原木が流れ出るなどの被害が出た。

3. これまでの主な地震

秋田沖でのこれまでの地震は、昭和14年の男鹿半島沖地震でマグニチュード7.0を記録したのをはじめとし、昭和39年の男鹿半島沖地震でマグニチュード6.9、昭和40年の男鹿北西沖地震でマグニチュード6.6などである。

国の地震予知連絡会は、昭和53年8月に秋田県西部および山形県北西部を「歴史時代にマグニチュード7.0の地震が発生している。最近、地震活動が活発化しており、男鹿半島に北西上りの地盤傾動がみられる」との理由により、特定観測地域に指定していた。さらに昭和57年2月に同会では、男鹿半島にこの10年間で4センチメートルに達する異常隆起があると発表している。本県における被害地震の発生状況は次のとおりである。

本県における被害地震の発生状況

番号	西暦 月 日	年 号	名称又は 地 域	震 源 地		マグニ チュード	人的被害		住 家 被 害			備 考	震 度
				地 点	北 緯 東 経		死者	傷者	全壊	半壊	全損		
1	830 2	天長7年	秋田城	追分西方	39.3 140.1	7.4	15	100 余	?	?	?	城郭、官舎、四天王寺等転倒	(観測)
2	850 11. 27	嘉祥3年	庄内	鳥海山 西山麓	39.1 140.1	7.0	多数	?	?	?	?	国府の城郭、傾斜	
3	857 4. 4	天安元年	比内	大館北方	40.3 140.3	7.0	?	?	?	?	?	伝導院堂舎揺れ崩壊	
4	1644 10. 18	寛永21年	本荘	本荘東方	39.4 140.1	6.9	?	?	28	?	?	被害数は金浦分	地 点
5	1694 6. 19	元禄7年	能代	能代東方	40.2 140.2	7.0	394	?	1,278		859	うち能代 死者300 住家全壊412	
6	1704 5. 27	宝永元年	能代	岩館	40.4 140.0	6.9	58	?	435	?	359	被害数は能代分	
7	1804 7. 10	文化元年	象潟	遊佐東方	39.0 140.0	7.1	183	?	2,000	?	?	うち象潟 死者65 住家全壊423	秋 田
8	1810 9. 25	" 7年	男鹿	脇本	39.9 139.9	6.6	57	?	1,018	400	?		
9	1833 12. 7	天保4年	佐渡羽前	鼠ヶ関 西方	38.7 139.2	7.4	5	?	460		流失 16	津波あり	
10	1894 10. 22	明治27年	羽前羽後	酒田 西方沖	39.2 139.5	7.3	?	?		傾斜 870	破損 1,548	土蔵破損墜落 1,329	6
11	1896 8. 31	" 29年	陸羽	秋田・岩 手県境	39.3 140.7	7.5	206	736	4,287	破損 とも 55,274	29	六郷地震	
12	1914 3. 15	大正3年	強首	大沢郷	39.5 140.4	6.4	94	314	640	575	3	住家破損 4,232	
13	1914 3. 28	"	沼館	沼館	39.3 140.9	5.8	—	—	数戸	1	—	全壊西木村 住家小破18	5
14	1939 5. 1	昭和14年	男鹿	男鹿半島	40.0 139.3	7.0	28	127	555	1,089	9	小津波 土崩27cm	5
15	1955 10. 19	" 30年	二ツ井	七座山	40.3 140.2	5.7	—	2	—	—	—	住家破損 106	5
16	1964 5. 7	" 39年	男鹿 半島沖	男鹿 半島沖	40.3 139.0	6.9	—	—	1	4	—	堤防決壊3、山崩5 津波1m未満	4
17	1964 6. 16	"	新潟	新潟県 粟島	38.4 139.2	7.5	5	30	13	147	—	津波による浸水 床上8 床下129	4
18	1964 12. 11	"	男鹿 北西沖	男鹿 北西沖	40.4 138.9	6.3	—	—	—	—	—	八郎潟干拓堤防 1kmが20cm沈下 亀裂2	4
19	1968 5. 16	" 43年	十勝沖	襟裳岬沖	40.7 143.6	7.9	—	2	—	—	—	破損 3	4
20	1970 10. 16	" 45年	秋田県 南東部	東成瀬	39.2 140.8	6.2	—	4	19	49	—	破損 293 (災救法適用)	3
21	1978 2. 20	" 53年	宮城沖	宮城沖	39.6 142.5	6.8	—	—	—	—	—	小破損11棟 水道2ヶ所	3
22	1978 6. 12	"	"	"	38.2 142.2	7.4	—	—	—	—	—	水道2ヶ所 道路 1ヶ所 農業用地 段12ヶ所	4

Ⅱ．応急対策の概要

1．災害対策本部の設置

5月26日午後12時00分18秒、マグニチュード7.7、震度5の激しい揺れが市庁舎を襲った。庁舎内はちょうど昼の休憩時間に入ったばかりであり、午前の仕事を終えた安堵（あんど）感がたどよう各職場は一瞬のうちに恐怖と不安に一変した。当時高田景次市長は、仙台市で開かれていた東北市長会に出席しており不在であった。また、船山忠重第一助役は、前年友好都市提携をした中華人民共和国の蘭州市を訪問中であった。さらに、柏谷廉第二助役は病気のため入院療養中であった。

留守を預かる佐藤博之収入役と遠藤進総務部長は、この大きな揺れでは、必ずや市内に大きな被害をもたらしているものと判断し、午後12時15分総務部庶務課に対し庁内各部局長の招集を命じ、午後12時20分市役所2階の「会議応接室」に災害対策本部を設置した。なお、災害対策本部の設置と同時に、全庁あげて市内の被害受付、被害状況の把握を開始した。秋田市災害対策本部の構成と組織は次のとおりである。

秋田市災害対策本部の構成と組織

<本部長>

高田景次（市長）

<副本部長>

船山忠重（第一助役）

柏谷廉（第二助役）

佐藤博之（収入役）

<本部員>

遠藤進（総務部長）

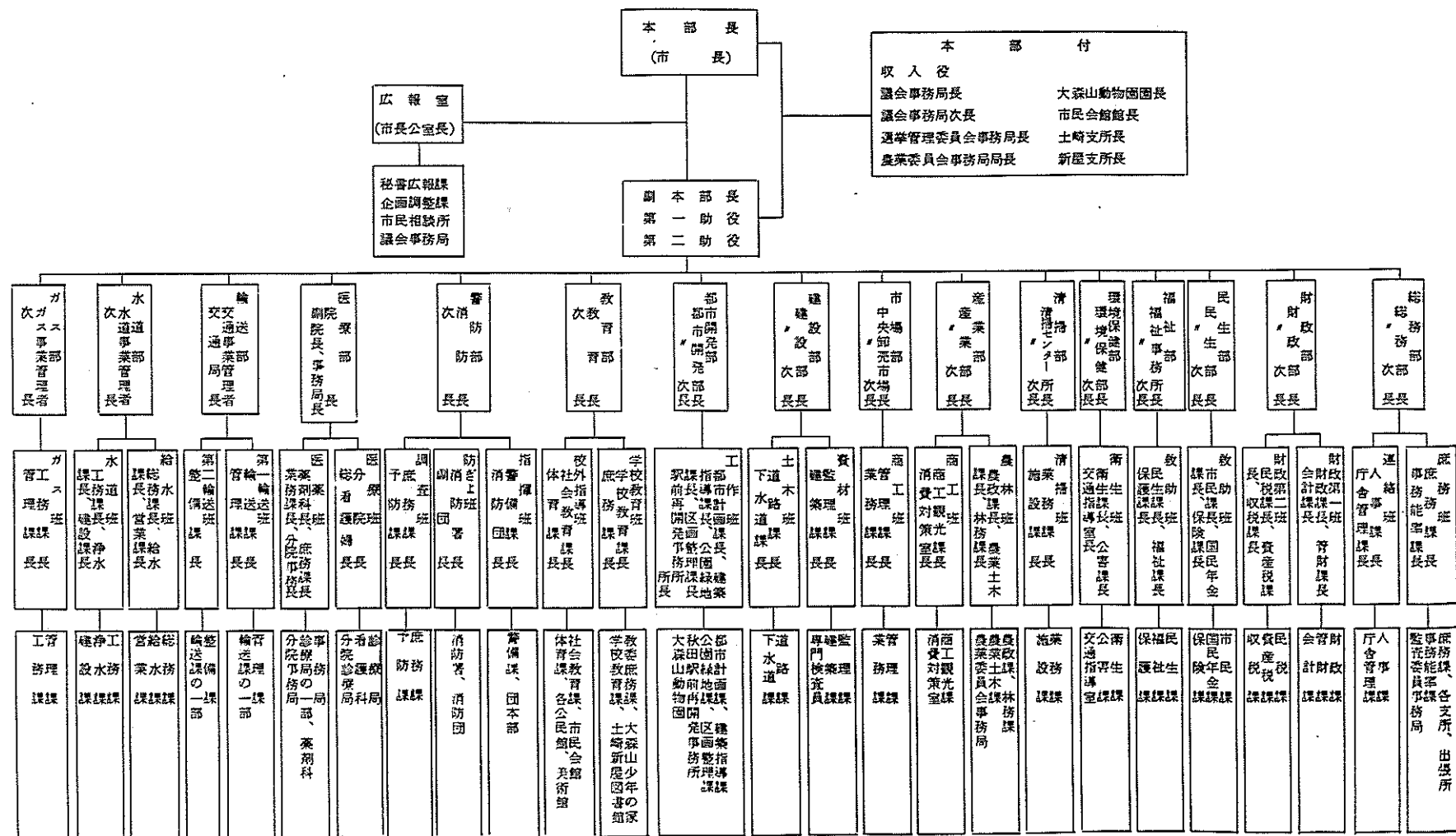
長門伸一（企画調整部長）

船木繁雄（財政部長）

柿崎節雄（市民生活部長）

川 井 義 男 (福祉部長)
中 川 昭 一 (環境保全部長)
田 村 君 夫 (産業部長)
大 高 昭 五 (建設部長)
貝 沼 久 世 (都市開発部長)
高 屋 鉄 雄 (市立秋田総合病院事務局長)
石 川 哲 久 (臨空港新都市開発局長)
高 泉 宏 作 (教育長)
島 山 吉 次 (消防長)
宮 越 孝 二 (水道事業管理者)
島 山 薫 (ガス事業管理者)
梁 田 亮太郎 (交通事業管理者)

159



活動状況

地震発生と時を同じくして、12時01分に東北電力秋田火力発電所の10号タンク（原油35,000KL）から火災が発生し、12時45分消火剤の泡放射を開始し14時29分に鎮火した。

一方、市営ガスでは、秋田市ガス局災害対策本部を設置し、二次災害を防ぐため営業課職員18人、供給課職員31人を第一供給所に集合させ、16人を第一、第二供給所の設備点検に配置、さらに33人を導管（本支管）パトロールに配置させた。

また、ガス局指定工事業者を非常招集（12時20分、45人）し、導管パトロールに協力してもらった。

12時20分に秋田市災害対策本部を設置し、13時05分には、雄物川河口で5人乗りの小型船舶が転覆、救助工作車、新屋第二部隊が出場した。遺体収容1人、行方不明1人、自力脱出3人。14時12分本金デパート塔屋の広告塔が倒れ市内の主婦1人が死亡した。

水道関係では、12時15分局内に災害対策本部を設置した。地震発生直後の仁井田浄水場で一部停電によって稼働中のポンプ4台のうち3台（手形山2台、直送1台）が停止し、10分後に回復した。しかし、配水量がそれまで4,900 m^3/H であったものが、8,600 m^3/H （75%増）となった。その原因は、多量の漏水の発生などによるものと判断した。また、新屋ポンプ場の停電（～午後5時30分まで）のためポンプ停止、配水池の水位が低下しはじめる電話不通の状態（着信のみ可能）のため無線連絡で対処した。

次に災害対策本部は、市庁舎1階の市民相談所内に「地震相談所」を開設し、り災者の建築相談、技術指導、さらに融資あっせん、税の減免措置生活上の問題などの各種相談に応じた。

○災害対策本部活動のあらまし

5月26日（木）

12時00分08秒 秋田沖で地震発生、マグニチュード7.7。

12時01分 東北電力株式会社秋田火力発電所№10燃料タンク火災発生（原油35,000K L）、12時45分泡放射開始、14時29分鎮火。

12時14分 津波警報発令。

12時20分 秋田市災害対策本部設置。

秋田市防災会議開催。

「被害情報と災害対策」

12時40分 津波警報を広報（日本海側・土崎地区海岸部）。

13時05分 雄物川河口で5人上船中の船舶転覆、救助工作車・新屋第二部隊出場。遺体収容1人、行方不明1人、自力脱出3人（救急車収容）。

13時30分 臨海工業地帯の出光油槽所軽油タンク（200K L）沈下。漏油処理、残油抜き取り、防油堤破損部分に土のう積み上げ応急処理。

14時00分（～14時15分） 秋田市防災会議（第2回）。

「被害情報の収集、応急対策」

被害状況 火災2件（原油タンク、マンション）死者2名（本金デパート1、船舶1）行方不明1名（船舶1）

救急要求4名（その内訳は船舶1、2階から落下1、ショック1、テレビ落下によるケガ1）

14時12分 本金デパート塔屋の広告塔倒壊により主婦1名死亡。

14時30分 秋田市防災会議（第3回）。

「被害情報と応急対策」

18時00分 秋田市防災会議（第4回）。

「被害復旧の見通しと対策」

20時30分 市長が災害現地を視察。

20時42分 土崎港の秋田冷蔵株式会社でアンモニアガス漏えい。土崎第一部隊出場し応急措置す。

5月27日（金）

9時30分 秋田市防災会議（第5回）。

「復旧状況の情報交換」

12時00分 緊急部局長会議。

「復旧状況の報告」

13時00分 市民生活部市民相談所内に「地震相談所」を開設。

17時00分 「昭和58年（1983年）日本海中部地震非常災害対策本部」の政府調査団来庁（団長・加藤六月国土庁長官）市長から被害状況について報告、援助方を要請。

5月30日（月）

10時00分 市議会全員協議会開催。

「災害状況報告」

5月31日（火）

10時00分 秋田市が県内6番目に災害救助法適要される。

県知事、県議会議長に対し要望書を提出。

14時00分 がけ崩れ等による二次災害防止のため広報車でPR。

6月1日（水）

10時00分 緊急部局長会議。

「被害の最終報告と復旧状況」

6月2日（木）

10時25分 自民党調査団来庁、要望書を提出。

6月3日（金）

11時00分 記者会見。「被害状況について」

13時00分 各部局担当者会議。

「災害復旧予算等について指示」

6月4日（土）

10時00分（～16時00分） 全壊・半壊世帯へ見舞金、見舞品を配布。

12時30分 散水車（道路維持課運転士1名、助手1名）を能代市へ派遣。

（～6/13）

6月5日（日）

10時00分（～12時00分） 前日に引き続いて見舞金、見舞品を配付

（完了）。

6月6日（月）

18時30分 勝平地区コミュニティセンターに現地地震相談所を開設。

6月7日（火）

13時00分 災害対策本部、関係部局長連絡協議会。

「今後の諸問題の対応について」

18時30分 西部公民館（新屋）に現地地震相談所を開設。

6月9日（木）

22時20分 震度4の余震。消防車による広報。

6月13日（月）

18時15分 大雨注意報の発令に伴い、二次災害の防止を消防車3台で巡回。

7月26日（火）

9時00分 秋田市災害対策本部解散。

8月30日（水）

警報等の情報伝達訓練を実施。

2. 広報活動の状況

災害時における広報活動は、「秋田市防災計画」に従って活動を開始するもので、その業務分担は次のとおりである。

（1）人心の安定に関すること。

（2）避難指令および避難所、救護所等の広報に関すること。

（3）報道機関との連絡に関すること。

（4）災害の記録写真に関すること。

などである。

○市の広報活動

こうした広報については、日頃から市の広報紙「広報あきた」を通じ防火、防災はもとより避難場所等の指定など、その思想普及には特に力を入れてきたものである。

5月26日12時14分、気象庁から発令された大津波警報は、秋田市には9分

後の12時25分秋田電話局から庶務課に伝達された。この情報が消防本部に12時30分に通報されている。

一方、秋田地方気象台では、12時15分発令の地震津波情報第1号を12時28分消防に通報している。

したがって、12時40分秋田消防署の広報車3台（隊員6人）で約40分間、市街地や土崎地区の海岸部に出動し、住民および秋田港内での作業従事者等に対して、大津波警報発令による避難を呼びかけ津波被害の防止に努めた。

さらに、この間12時20分には地震後の火気使用、特にガス使用時の安全確認の徹底方について、NHK秋田放送局やABS秋田放送、秋田テレビ等の報道機関に対し速やかに放送、放映の協力依頼をした。

これは、社団法人日本ガス協会東北部会（東北ガス事業者協議会）が、大規模地震発生時の広報活動の中の一つとして報道関係と「告知放送文」（日本放送協会の場合）を取り交わしていたからである。（別紙を参照）

なお、その後も緊急呼びかけ事項等の随時放送、放映、さらに落ち着きを取り戻してからも適切な情報を深夜にいたるまで、流してくれたことが大きな力となった。

また、特別相談の実施、各種融資制度の利用呼びかけ、被災の集中地域の対策、あるいは市政テレビ番組、電光掲示板による放送を通じて情報の周知徹底をはかった。一方、「広報あきた」においても、災害対策本部の設置による被害状況の確認、その後の対策に全力をあげている姿を報ずるとともに、市民相談所内に設けた「地震相談所」における建築相談、技術指導、災害に対する資金の融資そして市税の減免などをPRした。

次にPR状況をあげると下記のとおりである。

◎広報あきた

6月 6日号 ○市長の市民に対する見舞いと復旧活動への協力要請。

○地震相談所の設置と内容説明。

6月10日号 ○市長の市民に対する見舞いと復旧対策の状況。

○被害状況と二次災害の防止。

○地震相談所の業務。

○各地からの災害見舞金お礼。

○地震災害に対する資金の融資など。

6月20日号 ○地震のお見舞い金ありがとう。（～6月20日号まで）

7月 1日号 ○市税の減免、住宅復旧資金の融資あっせん。

○市税の減免、私道の復旧整備に補助金交付。

8月20日号 ○市税の減免、国保税の減免。

9月 1日号 「防災の日」災害への備えを。

○住宅復旧資金を融資。

◎テレビスポット（二次災害の防止）

5月26日18：55～22：54、23：15～2回、24：10～

5月27日8：00～、10：56～、12：00～（各15"）AKT

※NHK、ABSには地震関係ニュースの中での呼びかけを要請。

◎電光ニュース

5月26日～29日（二次災害の防止）

（1日102回×2か所）×4日＝816回

5月30日～6月 5日（二次災害の防止、地震相談所、資金融資）

（1日102回×2か所）×7日＝1,428回

◎市政テレビ放送

AKT「花時計からのたより」

○二次災害の防止 5月29日9：55～

○地震相談所 5月31日6：25～

○資金融資 6月 2日6：25～

AKT「市政の窓」

○市長が市民に対する見舞と復旧対策の状況 6月 4日11：30～

ABS「秋田市だより」

○市民に対する被害見舞いのスーパー 5月28日13：55～

○二次災害の防止 5月30日10：30～

○地震相談所 6月 1日10：30～

○資金融資 6月 3日10：30～

◎秋田市広報板（秋田魁新報）

○二次災害防止 5月27日朝刊

○地震相談所 5月28日朝刊

○二次災害防止 5月29日朝刊

○被災者の市税を減免 5月30日夕刊

○資金を融資 5月31日朝刊

○地震後の漏水点検	5月31日夕刊
○道路陥没の連絡を	6月 1日朝刊
○地震相談所	6月 1日夕刊
○ガケ崩れにご注意	6月 2日朝刊

◎その他

○二次災害の防止呼びかけ

第1回 5月31日交通対策、公害ライトバン2台

第2回 6月 9日広報マイクロバス1台 消防広報車1台

△大規模地震発生時の放送、放映（ガス事業の広報）

テレビ、ラジオを通じてガスせんや器具せんを閉め、ガスの火を消すよう周知する。

（１）NHKの場合

地域防災計画の中で大地震発生時の放送文について定められており、地震発生時には放送されることになっている。なお、NHKの場合は下記の例示文が放送されるが、支局ごとに放送文が異なることがある。

（２）民間放送の場合

各事業者が日常から民放局と折衝を行い、あらかじめ放送文を渡しておき地震発生時には自動的に放送されるように依頼してある。

＜例示＞ NHK放送文抜粋（大規模地震時の広報）

大地震時における告知放送文（日本放送協会）

この告知放送文は常時ニューススタジオにそなえておき、いかなるときでも直ちにアナウンスできるようにしてある。

〔放送文〕

明らかに震度5以上でかなりの被害が予想されるときに使用する。

A、激しくゆれ動いている最中（最初の3分位が重要）

B、ゆれがほぼおさまった段階（数分後～10分位まで）

C、10分以上経って明らかに注意放送の必要が認められたとき。

【A】激しくゆれ動いている最中（最初の3分位が重要）

○ガスや石油ストーブのせんを閉めて下さい。

火の始末をするよう声をかけ合って下さい。

○皆さん火の始末はすみしましたか。

ガスの元せんはしめましたか。

声をかけあって火のもとを確かめて下さい。

（以上ははじめからくり返す）

（2回放送したら次のBへ）

【B】ゆれがほぼおさまった段階（数分後～10分位まで）

みなさん落ちついてまわりを見まわして下さい。

ガスやストーブは完全に消しましたか。

フロ場に火の気はありませんか。

アイロンなど電気のスイッチは切りましたか。

○地震でいちばんおそろしいのは火事です。

火の始末は、互いに声をかけあって確認して下さい。

燃え出したら布団や毛布で火をおさえ、水や消火器で消して下さい。

ガスもれは早く発見して元せんをしめて下さい。

(以上Bのはじめからくり返す)

(地震後10分以上経ったら次のCへ)

【C】地震発生後10分以上経った段階

○火の始末はすみしましたか。

元せんこそ火災防止のポイントです。

地下のガス管からガスがもれていませんか。

(以上Cのはじめからくり返す)

〈例示〉 民間放送の放送文モデル

1. 発生時(激しくゆれ動いている最中)

○火を消してください。

○ガスをとめてください。

2. 発生後3分(ゆれがほぼおさまった段階)

○火の始末をしてください。

○ガスのせんは全部しめてください。部屋のガスせんや、ガスメーターのそばにあるメーターコックもしまっているかももう一度確認してください。

3. 発生後5～10分(平常にもどった段階)

○ガスのにおいがしたら火の使用は危険です。

ガスせんや、ガスメーターのそばにあるメーターコックをしめて、すぐにガス会社に連絡してください。

○ガスが洩れてにおいがしないかももう一度確認してください。

○ガス洩れがなく、ガスせんを開いてガスがきていればそのまま使用できます。ただし、使用中はそばをはなれないでください。

○ガスせんを開いてもガスが出ない時は、ガスの供給が停止していますので、ガスせん、メーターコックをすぐに閉じて、ガス会社から連絡があるまで待ってください。

○ガスの供給が再開される時は、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認することになっています。

それまでは、ガスは使用できません。

○もう一度繰り返しますが、ガスの供給がとまっている時には、ガスせん、メーターコックは必ず閉めておいてください。

3. 消防活動の状況

○消防活動

大地震を大震災とするのは、多くの場合二次災害として発生する火災である。日本海中部地震においては幸いなことに大きな災害は発生しなかった。しかし、県内の被災市町村の中では秋田市だけが2件の火災が発生している。

その一つは、東北電力秋田火力発電所の原油タンク火災であり、一方はビル内の一室において卓上ライターが、転倒発火してのボヤであった。

地震発生が、正午であり当然ながら昼食の準備など火気の使用が想像されたのであったが、民家や食堂等からの出火がなかったことは、不幸中の幸いと言わなければならない。これに対しては後述しているが、消防本部が行ったアンケート調査に対し、地震発生と同時に火を消した、と答えた市民がほとんどであった。これは、市民がとっさの地震に対して、正しく対応したものであることを見逃すことができない。この2件の火災に対する消火活動は次のとおりである。

〈第一火災〉

東北電力タンク火災（炎上火災）

- (1) 出火場所 秋田市飯島字古道下川端217の6
東北電力株式会社秋田火力発電所 No.10号タンク（原油
35,000KL、満タン状態）
- (2) 出火時間 昭和58年5月26日、12時01分頃
- (3) 鎮火時間 昭和58年5月26日、14時29分頃
- (4) 覚知時間 昭和58年5月26日、12時04分
- (5) 出場状況 消防車両13台、隊員46人

〈第二火災〉

長谷部ビル203号室ボヤ火災（結果的事後聞知火災）

- (1) 出火場所 秋田市川元開和町1の1
長谷部ビル203号室
- (2) 出火時間 昭和58年5月26日、12時02分頃

(3) 鎮火時間 昭和58年5月26日、12時08分頃

(4) 覚知時間 昭和58年5月26日、12時15分頃

(5) 出場状況 消防車両5台、隊員20人

なお、地震発生時の通信状況、消防出場状況は、別表のとおりである。

○救急活動

秋田市消防本部では、平常秋田消防署に2台、土崎・城東の各消防署に1台ずつ救急車を配置し、救急活動に当たっている。

この日は、地震発生直後から各地に負傷者が出ており、救急出場の要請が殺到した。地震発生6時間に19件の救急要請で、これは昭和57年の1日平均出場件数の約2倍に当たる数字である。

このため、秋田市消防本部は非常召集で非番職員ならびに公休職員が参集した時点から、予備車2台を新たに配置し、計6台でその要請に対応した。地震発生後6時間の救急出場状況は、次表のとおりである。

地震発生時の通信状況 5.26、12:00～17:00
(通信指令台設置消防署)

種 別	通 信 内 容	秋 田 消 防 署 (119) 15回線 (一般加入) 4 " (直 通) 2 系	土 崎 消 防 署 (119) 4回線 (一般加入) 3 " (直 通) 2 系	計 (119) 19回線 (一般加入) 7 " (直 通) 4 系
火 災 専 用 電 話 (119)	火 災 通 報	1	(重複) 2	(重複) 3
	ガス漏れ通報	6		6
	救 急 要 請	15		15
	地 震 問 合 せ	50	32	82
	被 害 通 報	20	23	43
	小 計	92	57	149
一 般 加 入 電 話	漏 油 通 報		1	1
	ガス漏れ通報		1	1
	被 害 通 報	18	52	70
	地 震 問 合 せ	450	60	510
	小 計	468	114	582
直 通	救 急 要 請		2	2
	地震津波情報	15		15
	小 計	15	2	17
有 線 総 計		575	173	748
無 線		890		890
総 取 扱 件 数				1638

消 防 出 場 状 況

昭和58年 6 月 3 日現在

種別	月日	5. 26	27	28	29	30	31	6. 1	2	3	計
	出場状況										
火 災	出場回数	2									2
	出場台数	18									18
	出場人員	66									66
民間被害調査	出場回数	21	27	21	19	19	22	15	7	1	152
	出場台数	22	27	21	19	19	22	15	7	1	153
	出場人員	66	101	56	56	50	65	37	19	2	452
消防施設被害調査	出場回数		6	3	1	2	4	5	3	9	33
	出場台数		7	2	1	2	4	5	3	9	33
	出場人員	3	24	6	4	4	12	12	4	32	101
ガス洩れ	出場回数	8		1							9
	出場台数	14		1							15
	出場人員	49		4							53
油 漏 洩	出場回数	2									2
	出場台数	3									3
	出場人員	12									12
津波広報	出場回数	3									3
	出場台数	3									3
	出場人員	6									6
視察案内	出場回数		1	1		1	1	2	1		7
	出場台数		1	1		1	1	2	1		7
	出場人員		1	1		1	1	3	1		8
不明者捜索	出場回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	出場台数	4	1	2	3	2	1	1	1	1	16
	出場人員	11	2	5	7	6	4	4	4	4	47
救 急	出場回数	19									19
	出場台数	19									19
	出場人員	57									57
計	出場回数	56	35	27	21	23	28	23	12	11	236
	出場台数	83	36	27	23	24	28	23	12	11	267
	出場人員	270	128	72	67	61	82	56	28	38	802
消防団人員	消 防 団	360			11	14	8	5	8	12	418
	総 計	630	128	72	78	75	90	61	36	50	1,220

5 月 26 日 12 時 以 降 救 急 出 場 状 況

番号	覚知別	出場時分	到着時分	原簿到着時分	到着時分	収容医療機関名	出 場 場 所	傷病者住所氏名年齢職業	事 故 内 容	傷 病 名	傷病程度	備 考
①	119	12:06	12:08	12:15	12:27	交通災害センター	千秋久保田町 6-19 (ジャスコ)	由利郡矢島町旭町 116 三 浦 ナ オ 46歳 農 業	レンガが落下し頭部にけが	頭皮裂傷	軽 症	第 3 救 急
						"	"	荒沢 25-1 佐 藤 マサヨ 73歳 無	転倒し頭部を打ったもの	頭部打撲	"	"
②	"	12:07	12:13	12:26	連 続	交通災害センター	保戸野金砂町 4-26 市営住宅	左に同じ 星 野 明 49歳 電 工	二階から転落したもの	肋骨骨折 右足関節骨折	中 等 症	第 1 救 急
③	"	12:09	12:15	不搬送	連 続		大町 2 丁目 2-1 本金デパート	他車(タクシー)搬送	不 明	不 明	不 明	第 4 救 急
④	"	12:15	12:26	12:32	12:52	交通災害センター	橋山本町 7-50	左に同じ 關 谷 タ カ 74歳 無	居間のガラス戸がたおれけが	右側頭部挫創	中 等 症	第 2 救 急
⑤	"	12:16	12:18	12:21	12:48	"	中通 1 丁目 1-1 協 働 社	中通 5 丁目 4-5 池 田 フク子 32歳 無	食事中地震のためショックを起こしたもの	ショック	軽 症	第 4 救 急
⑥	"	12:29	12:31	12:36	12:46	小 泉 病 院	大町 4 丁目 2-1 秋田電報電話局	山王 7 丁目 4-15 伊 藤 和 子 39歳 公務員	勤務中地震で体具合が悪くなった	心臓神経症	"	第 1 救 急
⑦	"	12:37	12:39	12:46		中 通 "	中通 2 丁目 8 地内 (ヨーカ堂)	仁井田新田 3 丁目 9-3 越 後 秀 美 32歳 不 明	ドアに激突	左けい部打撲	"	第 3 救 急
				12:51	13:17	白 根 "	"	保戸野原の町 12-38 山 谷 明 美 28歳 店 員	急に体具合が悪くなった	心因性ショック	"	"
8	"	13:18	13:22	13:29	13:49	中 通 "	柳原新田霊場向い 国道 13 号線	将軍野南 4 丁目 5-6 佐 藤 聖 紀 24歳 店 員	乗用者同志の交通事故	腰部捻挫	中 等 症	第 1 救 急
⑨	"	13:19	14:24	13:37	14:10	秋田市立総合病院	雄物川左岸河口	新屋日吉町 9-4 石 野 昭 男 36歳 会社員	ボートで魚釣り中地震津波で溺れたもの	溺 水	"	第 4 救 急
10	"	14:03	14:06	14:14	14:23	交通災害センター	高陽青柳町 17-41 博 山 宅	横手市中央町 3-15 博 山 幸 治 75歳 無	家の中で雑談中体具合が悪くなったもの	小脳梗塞	"	第 1 救 急
⑪	"	14:14	14:22	不搬送	連 続		大町 2 丁目 2-1 本金デパート	土崎港中央五丁目 5-22 加賀谷 信 子 48歳 無	本金 4 階盤景展示中広告塔落下の下の敷になった	圧 死	死 亡	第 4 救 急
12	"	14:38	14:43	14:50	14:56	秋田組合総合病院	寺内字堂ノ沢地内(路上)	土崎港南 3 丁目 6-10 小 玉 明 14歳 生 徒	自転車の単独事故	左側頭部および鼻根部挫創、左とう骨折	軽 症	第 2 救 急
13	"	14:44	14:51	15:01	連 続	中 通 病 院	牛島東 4 丁目 3-39 進藤商店前	仁井田福島 1 丁目 11-11 伊 藤 博 樹 16歳 生 徒	バイクで走行中転倒した	右下肢打撲	"	第 1 救 急
						"	"	牛島東 3 丁目 1-4 畠 山 賢 16歳 生 徒	"	"	"	"
14	"	15:09	15:13	15:24	15:45	"	牛島西 2 丁目 5 地内 路 上	牛島西 1 丁目 13-14 菅 原 郁 6歳 児 童	普通乗用車と歩行者、歩行者けが	右下肢打撲	"	第 4 救 急
⑮	"	15:10	15:12	15:20	15:36	交通災害センター	大町 5 丁目 2-38	左に同じ 関 口 キ ク 81歳 無	地震時テレビが落ちてけがしたもの	左大腿頭部骨折	中 等 症	第 1 救 急
16	"	17:48	17:52	18:02	18:31	秋大附属病院	高陽幸町 14(旧国道 7 号線)	四ツ小屋船場前 8-28 鎌 田 晴 美 27歳 無	車を運転中喘息発作をおこしたもの	気管支喘息	"	"
17	"	18:02	18:05	18:18	18:37	交通災害センター	土崎港中央 4 丁目 6-43 五十嵐病院	土崎港東 1 丁目 1-31 加賀谷 章 10歳 児 童	転 院	左上うで骨折	"	第 2 救 急
18	"	18:08	18:18	18:28	19:00	秋田組合総合病院	土崎港中央 3 丁目 1-15 みなと湯	土崎港中央 4 丁目 5-38 武 石 オ リ 82歳 無	共同浴場で入浴後体具合が悪くなった	カルテ作成せず	軽 症	第 4 救 急
19	"	18:12	18:16	18:21	18:35	交通災害センター	千秋矢留町 3-10 秋 和 寮	能代市松美町 20-25 谷 内 理 香 16歳	夕食時急に体具合が悪くなった	てんかん	"	第 3 救 急

注 = ○ 番号は地震被害者 ◎ 番号は地震被害者で不搬送

○救助活動

この地震災害における救助活動の主なものは、津波のために転覆した釣り船に乗っていた人の救助であった。津波が本市沿岸を襲った正確な時間は確認されていないが、沿岸住民の情報から推定すると、第1波は12時22分から24分頃の間と判断されている。

この時間帯には、雄物川河口から数隻の釣り船が、日本海の沖合いに出ており、ほとんどが地震を感知すると同時に河口に避難行動をとった。

しかし、このうち1隻が河口で津波に遭遇し、12時31分転覆した。上船人員は5人であり、そのうち3人は自力で脱出した。だが2人は行方不明となった。また自力脱出の3人のうち1人は多量に水を飲んでおり、市立秋田総合病院に救急搬送した。

○被害調査活動

消防では、被害の概況を早期に把握するために市街地を重点的に調査に当たった。しかし、この調査は個別確認調査でないため災害対策本部の被害程度別集計の資料にはならなかった。しかも、災害救助法の被害認定には、建築技術者等の判定に期するところが多く、消防機関では能力的にも対応が出来ない面があった。したがって、災害の緊急的な応急復旧は、最重点事項であるが特に住宅の被害調査はこれに準じて早期に、しかも市の機能をあげて短期に終了するように努めた。被害調査の細部については次のとおりである。

○被害調査（建築物を主体にした調査）

（1）被害地域概況調査

ア日 時 5月26日15時頃～17時頃

イ出場回数 21回

ウ出場台数 22台

エ出場人員 62人

(2) 被害程度確認調査

ア日 時 5月27日～6月3日(8日間)

イ出場回数 131回

ウ出場台数 131台

エ出場人員 386人

(3) 消防施設関係被害調査

ア日 時 5月27日～6月3日(8日間)

イ出場回数 33回

ウ出場台数 33台

エ出場人員 101人

○原油タンク火災

地震発生直後、本市の日本海岸に建っている、秋田県石油コンビナート内の東北電力秋田火力発電所10号タンクから出火、爆発延焼等を防ぐ懸命の消火作業が行われ、タンク浮き屋根と側板の間を燃焼するリング火災でくい止めることができた。

地震災害で恐いものとしては、二次災害としてあらわれる火災があげられるが、昭和39年6月16日発生した新潟地震(M7.7)の際の昭和石油の油火災事故を想起し、大被害を誘発するのではないかと懸念された。しかし、厳重な警戒のもと懸命の消火作業によって、大事故を防ぎよることができた。

○屋外貯蔵タンクの安全対策

消防本部では、昨年12月に出された火災原因報告書をもとに、今後の安全対策を次のようにまとめている。

日本海中部地震による東北電力（株）秋田火力発電所№10燃料タンクの火災は貴重な経験と教訓をもたらしている。

本火災はタンク側板と浮き屋根との間が燃焼するリング火災であり、最終的にはタンクに設けられた固定泡消火設備により消火することができた。しかし、定期点検中とは言え、固定泡消火設備は直ちに作動せず、泡放出が行われたのは出火確認から約30分後であり、これは消火設備に係る電動機を受電不能及び消火設備の点検に不備な点があったことに起因したものであった。今後、このような事態が生じないよう電源系統の見直しを行うとともに、常に消火設備の機能が維持できる作動試験を適宜実施することが必要である。

また、出火タンク以外のタンクにおいても地震時の液面揺動により浮き屋根が他の設備等と衝突した形跡があった。今後、地震等によってタンクに異常な外力が及んだと思われる場合はすみやかに点検を行うことが必要である。

今回の調査によると、側板内側に設けられた設備が地震に伴う液面揺動により浮き屋根、側板等と衝突、接触し、摩擦等により出火したものと考えられる。今後、地震によるタンクからの出火を防止し、あわせてタンクの損傷を軽減するためには以下にあげる対策を講じることが必要である。

（１）ハロン消火設備

ハロン消火設備を設置する場合は、タンク側板などに接触するおそれのない箇所に設ける必要がある。

（２）散水配管

タンク側板内部または上部に設けられていた融雪散水配管とそのサポートはウェザーシールド、浮き屋根上部と衝突した形跡がみられたので、散水配水管は除去するか、または側板外側か浮き屋根上に設置することが必要である。

（３）固定泡放出口

タンク側板上部に設けられた固定泡放出口は側板内部への突出部分があ

り、ウェザーシールド等と接触し変形が生じているものがあった。消火設備の重要性を考慮すると固定泡放出口は側板内部に突出部分のないものに改良するか、または、ウェザーシールド等の材質等を検討することが必要である。

(4) 火災感知器及び中継器

火災感知器及び中継器はトップアングルに溶接され、側板内部に突出していたのでほとんど衝突により落下していたが、その内の1個はタンク側板と浮き屋根外側リム間に挟まれて激しい摩擦を起こした形跡があるので上記の位置より除去する等の措置を講じる必要がある。

○危険物施設の被害状況

消防本部で調査した、昭和58年5月31日現在の危険物施設の被害状況は次のとおりである。

危険物施設被害概況(軽微なものは除く)

秋田市消防本部 S 58. 5. 31 現在

被害事業所名	被害施設名	施設概要	被害程度
秋田市飯島字古道下川端 217-6 東北電力秋田火力発電所 所長 太平 達郎	No1 屋外タンク貯蔵所	S45年完成 フローテング ボンツーンタイプ 重油 30,000ℓ	屋根一部変形、液面計損傷、ウェザーシールド若干損傷
	No2 屋外タンク貯蔵所	S45年完成 フローテング ダブルデッキタイプ 原油 30,000ℓ	ウェザーシールド若干及び液面計損傷
	No3 屋外タンク貯蔵所	S46年完成 フローテング ダブルデッキタイプ 重油 30,000ℓ	ウェザーシールドほぼ全損、液面計損傷、可動梯子、及びフォームダム一部変形
	No7 屋外タンク貯蔵所	S54年完成 フローテング ダブルデッキタイプ 重油 35,000ℓ	ハロン消火設備の配管に一部亀裂及びヘッド一部破損、液面計損傷
	No10 屋外タンク貯蔵所	S54年完成 フローテング ダブルデッキタイプ 原油 95,000ℓ	ウェザーシールドほぼ全損、シールド全焼、側板一部船により変形、泡消火設備一部損傷、ハロン消火設備配管及びヘッド損傷、散水管可動梯子一部変形、火災報知設備及び計器等損傷
	第3号機庫移送取扱所	S54年完成 45,000トンクラス ローディングアーム 3基	No2 ローディングアーム、カウンターウエイトバーの破損、 No3 ローディングアームのベースライザー折損、ギャングウェイ先端部損傷
秋田市寺内字大小路 207-7 三菱石油秋田油槽所 所長 田中 健一	No1 屋外タンク貯蔵所	S43年完成 コンクリートタイプ 軽油 740ℓ	タンク本体約50mm等沈下、消火用ブレイキシブルホース損傷
	No2 屋外タンク貯蔵所	S43年完成 コンクリートタイプ インナーフロート取付 ガソリン 2,000ℓ	タンク本体若干等沈下
	No5 屋外タンク貯蔵所	S43年完成 コンクリートタイプ 軽油 990ℓ	タンク本体若干等沈下
	屋外タンク貯蔵所 付属設備	防油堤(鉄筋コンクリート造) 油配管	4箇所亀裂、土のう処置 架台浮沈のため配置ラインのウェーブあり
秋田市寺内字大小路 207-29 三栄オーシャン社 秋田アルコール蔵置場 場長 斉藤 崇男	屋外タンク貯蔵所	アルコール配管	フランジ部2箇所より若干漏れ
	付属設備	防液堤	大きい損壊箇所2、小さい亀裂17
秋田市寺内字後城 322-7 昭和石油秋田油槽所 所長 中村 好昭	No1 屋外タンク貯蔵所	S42年完成 コンクリートタイプ ガソリン 500ℓ	沈下 81mm、傾斜 1/183
	No2 屋外タンク貯蔵所	S42年完成 コンクリートタイプ 重油 995ℓ	" 97 " 1/120
	No3 屋外タンク貯蔵所	S42年完成 コンクリートタイプ 重油 500ℓ	" 143 " 1/61

被害事業所名	被害施設名	施設概要	被害程度
秋田市寺内字後城322-7 昭和石油秋田油槽所 所長 中村 好昭	No.7 屋外タンク貯蔵所	S43年完成 コンルーフタイプ ガソリン 1500ℓ	沈下 51 mm、傾斜 1/266
	No.8 屋外タンク貯蔵所	S43年完成 コンルーフタイプ 重油 300ℓ	※ 205 、※ 1/28
	No.10 屋外タンク貯蔵所	S47年完成 コンルーフタイプ 軽油 2634ℓ	※ 60 、※ 1/259
	No.11 屋外タンク貯蔵所	S47年完成 コンルーフタイプ 灯油 2634ℓ	※ 49 、※ 1/361
	No.12 屋外タンク貯蔵所	S47年完成 コンルーフタイプ 灯油 2634ℓ	※ 147 、※ 1/106
	No.13 屋外タンク貯蔵所	S47年完成 コンルーフタイプ 灯油 2634ℓ	※ 37 、※ 1/419
	屋外タンク貯蔵所 付属施設	出荷用ポンプ及油配管、サポート	若干沈下
		泡消火用水槽タンク2基 50ℓ、77ℓ	不等沈下のため傾斜
		防油堤(鉄筋コンクリート造)	亀裂箇所 7
秋田市寺内字後城322-8 エッソ石油秋田油槽所 所長 相原 正夫	No.10 屋外タンク貯蔵所	S43年完成 コンルーフタイプ ガソリン 4480ℓ	タンク本体 30 mm～50 mm沈下
	No.12 屋外タンク貯蔵所	S43年完成 コンルーフタイプ 灯油 4480ℓ	タンク本体 100 mm～150 mm沈下
	屋外タンク貯蔵所 付属施設	棧橋	一部鉄骨折損(流木の衝突による)
		防油堤(鉄筋コンクリート造)	目地割 4(幅20～30mm)、その他30箇所破損
	一般取扱所	S40年完成 ローリー積場	中心柱基礎に向けスリパチ状にMax 230 mm沈下 使用不能
秋田市寺内字後城322-6 四日市石油秋田油槽所 所長 釜谷 一雄	No.5 屋外タンク貯蔵所	S42年完成 コンルーフタイプ 重油 970ℓ	タンク本体 40 mm～70 mm沈下
	No.6 屋外タンク貯蔵所	S42年完成 コンルーフタイプ ガソリン 864ℓ	タンク本体 20 mm～60 mm沈下
	No.8 屋外タンク貯蔵所	S43年完成 コンルーフタイプ 灯油 1730ℓ	タンク本体 70 mm～100 mm沈下 アンカーボルト、ブラケット一部破損
	No.9 屋外タンク貯蔵所	S43年完成 コンルーフタイプ 重油 1980ℓ	タンク本体 20 mm～30 mm沈下 アンカーボルト、ブラケット一部破損
	屋外タンク貯蔵所 付属施設	固定泡消火ポンプ	ポンプ接続配管が変形し、ポンプ本体に亀裂を生じ使用不能
		泡消火用水槽 50ℓタンク	基礎及び本体若干の不等沈下
	消火用屋外給水施設	屋外タンク 500ℓ	基礎及び本体若干の不等沈下

被害事業所名	被害施設名	施設概要	被害程度
秋田市寺内字後城322-4 出光興産秋田油槽所 所長 佐藤 敦	No201 屋外タンク 貯蔵所	S35年完成 コンルーフタイプ 軽油 192ℓ	沈下248mm、傾斜1/23 配管接手により若干漏油 使用不能、転倒防止のため 3分の1水張中
	No501 屋外タンク 貯蔵所	S35年完成 コンルーフタイプ 灯油 481ℓ	" 62 、 " 1/156
	No503 屋外タンク 貯蔵所	S35年完成 コンルーフタイプ 灯油 481ℓ	" 61 、 " 1/158
	No504 屋外タンク 貯蔵所	S35年完成 コンルーフタイプ 灯油 481ℓ	" 117 、 " 1/82
	No505 屋外タンク 貯蔵所	S47年完成 コンルーフタイプ JETA-1 500ℓ	" 67 、 " 1/132
	No1001 屋外タンク 貯蔵所	S35年完成 コンルーフタイプ ガソリン 950ℓ	" 79 、 " 1/172
	No1151 屋外タンク 貯蔵所	S41年完成 コンルーフタイプ 重油 1,150ℓ	" 215 、 " 1/54
	No3001 屋外タンク 貯蔵所	S41年完成 コンルーフタイプ 灯油 3,000ℓ	" 77 、 " 1/243
	屋外タンク貯蔵所 付属施設	油配管及びサポート 防油堤(鉄筋コンクリート造)	配管の変形並びにサポート基礎沈下箇所多数 亀裂箇所 8
	消火用屋外給水施設	屋外タンク 570ℓ	不等沈下のため使用不能、及び接続配管変形
秋田市寺内字後城322 共同石油秋田油槽所 所長 飯塚 功	No1 屋外タンク貯蔵所	S43年完成 コンルーフタイプ 灯油 5000ℓ	タンク本体0~172mmの不等沈下、 タンク基礎周囲の地割れ、隆起、沈下が多い
	屋外タンク貯蔵所 付属施設	防油堤(鉄筋コンクリート造) 油ポンプ室(鉄骨スレート造) 泡消火設備	目地(最大30cm)全周破損及び地盤隆起、陥没のため防油堤破損 建物倒壊ポンプフランジ部より若干漏油、チューブ巻 き応急処置 貯水(軽油)貯蔵、泡原液タンク貯蔵配管変形
	移送取扱所	S43年完成 みなし移送取扱所 1000トンケース	棧橋端方へ全体に50~80cmずれ、渡橋部中央若干 盛り上る
	消火用屋外給水施設	屋外タンク 600ℓ	不 等 沈 下
秋田市寺内字後城322-2 丸善流通サービス秋田油槽所 所長 池田 重雄	No5 屋外タンク貯蔵所	S39年完成 コンルーフタイプ 重油 200ℓ	基礎及び本体不等沈下海側へ30~50mm
	No6 屋外タンク貯蔵所	S41年完成 コンルーフタイプ ガソリン 300ℓ	基礎及び本体不等沈下海側へ30~50mm
	屋外タンク貯蔵所 付属施設	防油堤(鉄筋コンクリート造) タンク歩廊、配管、サポート	亀裂箇所 7 破損、変形、陥没が一部に見られる
秋田市山王一丁目3-5 安藤物産 代表取締役 安藤 啓司	給油取扱所	S43年完成 10ℓ地下タンク 4基 一般取扱所併設 10ℓ地下タンク 1基	敷地内埋設地下タンク4基(内1基灯油)のタンクスラブ (1枚)が約30cm隆起、西側一般スラブとに間隙が生じ、 配管一部破損、一般取扱所及び給油取扱者の一部使用 停止

4. 災害救助法の指定

地震発生後、秋田市はもとより各市町村および秋田県では、全機能をあげて被害の実態把握に努めたが、それが進んでいくのにしただがって被害の大きさが分かってきた。

5月26日12時14分、仙台管区気象台から発令された津波警報のとおり、大津波の襲来によって秋田市を含めた北の日本海沿岸では、犠牲者が続出したほか、行方不明者が多数でた。

災害は日本海沿岸地域に、そして本市から北の方向に集中したことが判明した。したがって、被害の情報が徐々に詳細になってくるにしたがい、災害救助法の適用が必至になってきた。そこで秋田県は、地震発生当日の午後8時30分に南秋田郡若美町に対し、災害救助法第1号を適用した。

ついで、被害状況が判明するにしたがって、6月11日午後3時までに合わせて9市町に対し、災害救助法を適用して、救助活動に積極的に対応することになった。5月31日秋田市が災害救助法適用の指定をうけた。それによって、秋田市では住宅の応急修理、行方不明者の搜索（5月26日～7月3日）に対し、4,206千円の災害救助費の適用を受けた。

なお、県知事からの災害救助法の適用通知および、適用市町村の救助内容は、次のとおりである。

消 59
昭和58年 5月31日

秋田市長 高 田 景 次 様

秋 田 県 知 事
佐 々 木 喜 久 治

災害救助法の適用について（通知）

昭和58年5月26日 貴市に発生した日本海中部地震災害に対し災害救助法を適用したから通知します。

なお、救助の実施についてその職権を次のとおり委任するから、り災者の救助に遺憾のないようにしてください。

記

1. 救助の種類

- ・(1) 炊出しその他による食品給与（限度額1人1日当たり680円以内）
- (2) 仮設住宅の供与（限度額23.1平方米 1戸914,000円以内）
- (3) 飲料水の供給（実費）
- (4) 災害にかかった者の救出（実費）
- (5) 災害にかかった住宅の応急修理（限度額1世帯194,000円以内）
- (6) 死体の捜索
- (7) 障害物の除去（限度額1世帯61,200円以内）
- (8) 輸送費及び人夫賃

2. 経費等

救助の対象および支出費目、期間等は別に指定するが実施に要した費用は繰替支弁請求とする。

3. 事務整理

救助調書など必要な事務整備については、別に指定する。

4. 災害救助法適用日時

昭和58年5月31日10時00分

災害救助法適用市町における救助内容

適用市町	適用日時	応急仮 設住宅	住宅の 応急修理	炊き出し等食品の給与		飲料水の供給		被服等 の給与	学用品 の給与	死体の捜索		災害救助費
				期 間	延人員	期 間	延人員			人数	期 間	
若美町	5/26 20:30	(戸) 27	(戸) 70					(人)	(人)			(千円) 47,907
能代市	5/28 8:00	40	315	5/26～5/27	1,588	5/26～6/10	357,480			36	5/26～6/15	315,410
男鹿市	"	10	5			5/26～6/1	103,126			22	5/26～6/20	23,269
八森町	"	2	8	5/26～5/31	313			91	17	10	5/26～6/15	45,945
八幡町	"	15	27							4	5/26	25,371
秋田市	5/31 10:00		1							2	5/26～7/3	4,206
昭和町	6/3 12:00		3									588
井川町	6/6 17:00		3									588
山本町	6/11 15:00		2									392
市町		94	434		1,901		460,606	91	17	(79) 74		463,676

(三) 死体の捜索 () 数字は災害救助法適用外の峰浜村の5人を加えた数字である。

○激甚災害の指定

秋田県では、今回の災害規模および財政規模からしても「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けることが、早期復旧対策に不可欠だと判断した。このため規模の大きい農地被害、農林水産業の共同利用施設被害、港湾などの公共土木施設、住家さらには商工被害などの甚大なことから、激甚災害の指定とそれに伴う各種融資制度の適用、融資条件の緩和などについて、国に対して強く働きかけた。その結果、7月1日の閣議において正式決定し、7月5日付で「日本海中部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布され、秋田、青森両県に対して、激甚災害として正式に指定された。

これによる指定の内容および措置は、同法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）、同法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、同法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）及び同法第24条（公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等）による措置が講じられることとなり、災害復旧事業がいっそう進捗されることになった。

要望書関係の取扱い

各関係機関に提出した要望および意見書は次のとおりである。

昭和58年 6月 2日

秋田市長 高 田 景 次

日本海中部地震災害復旧等に対する助成措置の要望書

昭和58年5月26日発生した日本海中部地震により甚大な被害を受け、その復旧には多額の財政需要を来たことが予想されます。このため本市は、早期復旧に全力を尽くしており、関係機関においても下記の項目について特段のご高配を賜わりますようお願いいたします。

記

1. 激甚災害の指定
2. 普通交付税の繰上交付
3. 特別交付税の増額配分
4. 災害復旧事業に係る災害査定の早期実施ならびに
予算枠の確保
5. 災害復旧事業の起債枠の確保
6. 各種制度資金の条件緩和
7. 秋田港の早期復旧
8. 公営企業の災害復旧事業の援助

昭和58年5月27日

秋田県知事

佐々木喜久治

昭和58年日本海中部地震による被害対策について

昨日正午ごろ秋田沖約160キロの地点において、マグニチュード7.7の地震が発生し、ただいままで判明した被害は、死者34名、行方不明者47名、負傷者42名にのぼったほか、住家はじめ、道路、堤防、港湾等公共施設に甚大な被害が発生しております。

このため、県としてはその救援、復旧に全力を尽くしておりますが、国においても当面次の事項の実現について、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 天災融資法の適用と激甚災害の指定
2. 普通交付税の繰上交付
3. 特別交付税の増額配分
4. 公共土木施設、農林地・農林漁業用施設の災害復旧事業に係る災害査定の早期実施並びに予算枠の確保
5. 各種制度資金の条件緩和
6. 県内国鉄線（奥羽本線・五能線）の早期復旧
7. 秋田港の機能回復のための財政援助
8. 大瀧村周辺堤防被災箇所のための財政援助
9. 住宅金融公庫の災害復興住宅貸付適用地域の被災地全域への適用
10. 災害弔慰金の早期支給
11. 地震観測網の整備促進

〈秋田県内市長会の特別決議〉

秋田県市長会では、昭和58年8月25日秋田市で開かれた、第101回秋田県市長会の総会において「地震災害に関する措置について」特別決議し、東北市長会に提出した。

(特別決議)

地震災害に関する措置について

昭和58年5月26日秋田沖を震源地として発生した日本海中部地震は、津波を伴い、本県中央部から県北にかけての地域を直撃し多数の死傷者を出し、一般住家をはじめ公共施設等に甚大な損害を与えている。このため被害市町村としては、その救援、復旧に全力を傾注しておりますが、国においては今後この種の災害に対する予知対策等について、次の事項について措置されるよう要望する。

記

1. 地震予知体制の整備について

地震観測の第一線である気象庁の測候所地震プロパーの観測員を気象観測と兼職とせず専門職とすること。

また、海底地震計の設置や測地測量の繰返しなど観測を強化し、地震予知のための観測体制整備など対策を講ずること。

2. 法体系の整備について

現行の災害関係法令は全般的に火災・風水害にポイントをおいたきらいがあり、地震・津波災害はそぐわない面があるので法体系の整備を講じられたい。

(例) 災害救助法適用の基準の中で地震による家屋の全壊、半壊、一部破損等の分類にまぎらわしい部分があり運用に難がある。

3. 財政措置について

(1) 水道施設復旧の補助範囲の拡大について

国の水道施設災害復旧調査要領に定める基準額(現在給水人口×100円)を引下げ補助範囲を拡大すること。

(2) 公営ガス事業の災害復旧に対する助成対策について

- イ 災害復旧債の対象範囲の拡大並びに償還期限の延長及び金利の引下げをはかること。
- ロ 災害復旧債の当該年度における元利償還金の2分の1を特別交付税の対象とされること。
- ハ 地方公営企業法第17条の3により一般会計から企業会計に補助金を拠出した場合、当該補助金に対して特別交付税の対象とされること。

(3) 公共土木施設及び農業用施設災害復旧の早期完成について

公共土木施設及び農業用施設災害復旧工事に当って、3年を目途に完成されることになっているが、今回の災害は特に市街地に集中していること、また、農業用施設についても一日も早い復旧が待たれることから、昭和58年度の国庫負担率を増額し単年度で完成出来るよう措置されること。

〈東北市長会の特別決議〉

東北市長会では、昭和58年10月27日一関市で開かれた、第103回東北市長会の総会において「地震・津波対策について」特別決議し、全国市長会に提出した。

(特別決議)

地震・津波対策について

昭和58年5月26日発生した日本海中部地震は、津波を伴い青森県、秋田県、山形県を中心に多数の死傷者を出し、一般住家をはじめ公共施設等に甚大な損害を与えたところである。

このため、被害市町村は住民と一体になって災害復旧に全力を傾注しているが、これら災害復旧事業については、国の助成措置があるものの現行制度では十分でなく、財政基盤の脆弱な市町村にとって極めて大きな負担となっている。

よって、災害復旧事業を促進するとともに、日本海中部地震を教訓に国土の保全を図り、災害を未然に防止するため、次のとおり措置されたい。

記

1. 災害関係法令について地震・津波による災害の実態を十分考慮して法体系の整備を講じること。
2. 上水道施設災害復旧に係る国庫補助対象範囲を拡大すること。
3. 公共土木施設及び農業用施設災害復旧工事にあたっての国の措置は、3年を目途に完了されることになっているが今回の災害は特に市街地に集中していること、また農業用施設についても一日も早い復旧が待たれることから、昭和58年度の国庫負担率を増額し単年度で完了出来るよう措置すること。
4. 農林水産省、建設省及び運輸省所管の海岸保全施設整備事業による護岸堤の設置等がそれぞれ進められているが、津波災害をも防止できる構

造、工法等を確立し、これに伴う事業費の増については国において措置すること。

5. 低地等の浸水対策工事、住宅の高地への移転及びこれに伴う用地の造成整備工事等の諸対策と財政援助措置を確立すること。

6. 住民の避難場所、避難道路の確保、情報伝達、通信設備の整備等の市町村事業に対し、起債、補助制度等財政措置を充実すること。

7. 気象庁の測候所における地震の観測員を気象観測員と兼務にせず専門職とすること。

また、海底地震計の設置、潮位観測所の増設及び測地測量の繰り返しなど、地震・津波予知のための観測体制整備の充実を図ること。

以上決議する。

〈全国市長会の要望〉

昭和58年12月1日開かれた全国市長会理事評議員合同会議において、下記について要望することを決定した。なお、要望先は総理大臣、大蔵省、厚生省、農林水産省、建設省、自治省、消防庁、内閣官房、国土庁、地方制度調査会長、特別調査会長、各政党役員などである。

消防・防災対策並びに災害復旧に関する要望

消防・防災対策、災害復旧の重要性に鑑み、国は、次の事項の実現につき速やかに措置されたい。

記

1. 消防防災対策について

(1) 消防防災無線通信施設整備補助金の補助限度額及び補助率を引き上げること。

(2) 人口急増地域での消防施設整備に係る国庫補助特別措置の適用期間を再延長すること。

2. 地震防災対策について

- (1) 地震観測体制の拡充を図り、早急に各地域ごとの地震予知体制を確立すること。
- (2) 地震防災対策強化地域をはじめ、主要地域に総合防災基地センターを建設すること。
- (3) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域の指定を首都圏直下型地震をも考慮して関東一円に拡大すること。

3. 激甚災害復旧について

- (1) 国庫補助の交付決定を速やかに行い、早期着工を図ること。また、特別交付税の配分にあたっては、一層の配意を図ること。
- (2) 補助災害復旧事業に対する地方償充当率を、現年災及び過年災とも100%に引き上げること。
- (3) 単独災害復旧事業に対する起債を速やかに決定すること。
- (4) 上水道及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助制度について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」に準じて改善を図ること。
- (5) 公共土木施設災害復旧事業及び農地農業用施設災害復旧事業に係る設計委託費の基準を改め、補助率を改める等、補助内容の改善を図ること。

以上要望する。

5. 地震相談所の設置

5月27日午前9時30分に5回目の秋田市防災会議を開き、復旧状況の情報交換を行った。さらに、正午からは緊急部局長会議を開き復旧状況の報告によって、全市的に個人住宅などに大きな被害が生じていることが分かった。したがって、市民相談所内に「地震相談所」を設置した。

これによって、相談業務窓口の一元化をはかることにし、市民の不安と苦情を解消し自力復旧を援助するために、被災者に対する融資をはじめ個人住宅や地盤沈下、陥没した宅地の復旧、税の減免などの相談を開始した。

相談所の構成は、市民相談所の職員6人、建築住宅課1人、福祉部民生課1人、合計8人である。なお、業務内容は主に被害家屋の建築相談、技術指導、融資あっせん、ブロック塀の処理相談、水道、ガスの被害復旧相談などである。

地震相談所で受け付けた相談件数は、家屋の傾斜・破損が1位で854件、次いで地盤沈下・陥没が649件、税の減免相談が436件、外壁落下324件、ブロック塀傾斜・倒壊が292件と続き、その合計相談件数は3,789件（8月31日現在）に達した。

なお、受け付け人数は5月が497人、6月が1,109人、7月が161人、8月が27人の合計1,794人であった。さらに、り災証明書の交付件数は、5月131件、6月1,286件、7月420件、8月121件の合計1,958件であった。

地震相談所の内部処理要領は、次のとおりである。

〈ブロック塀〉

○個人のものについては業者をあっせんする。

○地域的集団のものについては、町内会、グループ等で処理、運搬用自動車は、市で無料提供する。

〈水道・ガス〉

○担当局と相談所で受け付け、相談所は両局の専任担当者（電話・職員名を明確に）へ通報すること。

〈ごみ処理〉

○地震に伴うごみ処理については、御所野事業所は無料開放とする。

〈その他〉

各部局で受け付けしたものうち、所管のものは担当部局で処理し、

それ以外のものは、相談所へ通報する。

なお、5月27日から8月31日までの地震被害相談内訳は、次のとおりである。

地震被害相談内訳

種別 \ 受付日別	5/31	6/30	7/31	8/31	合計
家屋傾斜、破損	306	506	36	6	854
ブロック塀傾斜、倒壊	107	164	19	2	294
地滑り	3		1		4
外壁落下	71	209	43	1	324
水道漏水	22	26	4	1	53
地盤沈下、陥没	240	360	43	6	649
農道の陥没	1				1
道路の陥没	23	10			33
側溝の陥没	8	3			11
土蔵の傾斜	21	24			45
店舗の破損	12	25	2		39
倉庫の破損	4	13			17
田の陥没	1	1			2
税（減免）の相談	1	416	19		436
ガス漏れ	3	7	1		11
その他（タイル、戸破損）	86	604	250	78	1,018
合計	909	2,368	418	94	3,789

移動地震相談所の開設

移動地震相談所については、特に住宅被害の多かった新屋、茨島地区を中心に3か所で開設した。

開設場所は、6月6日午後6時30分から新屋松美ガ丘町内会を対象に、勝平地区コミュニティセンターで行われた。相談内容は税関係、災害援護資金、道路、下水道など30人が訪れた。

西部公民館では、6月7日午後6時30分から行われ、税関係や金融相談など130人が訪れた。また、茨島双葉町内会館では6月10日午後6時30分から行われ、中小企業融資、援護資金、災害の認定など30人の市民から相談があった。

なお、この移動相談には、秋田県建築士事務所協会および秋田県建築士会中央支部の協力を得たほか、財政部、市民生活部、産業部、建設部、都市開発部などの12課所14人の職員があたった。相談状況は次のとおりである。

移動地震相談所の相談状況

場所、日時	相談者数	主要内容
勝平コミュニティセンター (6/6 18:30)	30人	○税関係8件○災害援護6件 ○建築指導9件 ○住宅金融公庫12件
西部公民館 (6/7 18:30)	130人	○税関係33件 ○金融相談27件 ○リ災証明20件 ○住宅金融公庫など29件 ○道路など12件
茨島双葉町内会館 (6/10 18:30)	30人	○税関係10件 ○災害援護資金5件 ○中小企業融資5件 ○住宅関係10件
合 計	190人	195件

Ⅲ．被害状況の概要

1．全体的な被害状況

秋田市内における被害では、地震と津波によって3人の尊い人命が失われている。また、重軽傷者53人、住家の全半壊が305棟、そのほか秋田港、道路、水道、ガスなどの被害があった。

その被害額は、公共施設関係1,244,583千円、一般住宅関係2,886,600千円、商工業関係2,127,700千円、農林業関係389,150千円、その他（港湾・福祉関係）31,763千円、総額6,679,796千円にのぼった。

日本海中部地震被害額状況

(53.9.8最終)

○公共施設関係

道路橋りょう関係	103箇所	463,349千円
下水道施設関係	42箇所	601,192
上水道施設関係	221箇所	30,019
簡易水道施設関係	11箇所	2,310
ガス施設関係	121箇所	8,293
学校施設関係	40校	113,580
社教・体育施設関係	14施設	6,968
その他公共施設関係	42施設	18,972
計		1,244,583

○一般住宅関係

住家	全壊	35件	252,000千円
	半壊	270件	1,296,000
	一部損壊	691件	995,040
非住家		243件	252,960
ブロック塀等		555件	90,600
計		1,794件	2,886,600

佐藤 謙 治 (57歳) 能代港で被災

○負傷者の状況

負傷者に関しては、秋田市医師会が独自に救急患者の状況について調査した。その結果によると地震による救急患者は104人であった。患者の病名は次のとおりである。

＜内科系＞		＜外科系＞	
血 圧 上 昇	2人	創 傷	28人
洞 頻 脈	1人	打 撲	22人
精神的ショック	4人	捻 挫	3人
メ マ イ	5人	骨 折	13人
腹 痛	1人	脱 臼	1人
		筋断裂	2人
		熱 傷	5人
		溺 水	2人
		その他	12人

3. 住家被害の状況

秋田市全域を襲った震度5の揺れは、住宅に大きな被害をもたらした。被害は市内全域に及んだが、特に新屋表町、同元町、同松美町などでは集中的な住宅被害が発生した。その災害の原因としては軟弱な地盤に加え、流砂現象と見られるものが多数散見された。

被害住家戸数は、全壊が35戸、半壊270戸、一部損壊が691戸であった。したがって、被害額は、全壊の252,000千円、半壊の1,296,000千円、一部損壊の995,040千円、さらに非住家243件252,960千円、ブロック塀等555件90,600千円で、住宅関係の被害総額は1,794件2,886,600千円程度となっている。

なお、被災住宅の復興には、住宅金融公庫の災害復興住宅資金等の融資あっせんを行ったが、市としても単独で「日本海中部地震被災住宅復旧融資取扱要綱」を定め、低利の融資を実施した。

日本海中部地震被災住宅復旧融資取扱要綱

1. 目的

日本海中部地震によって被災を受けた本市の一般個人住宅に対し、復旧に必要な資金を融資する。

2. 対象

融資の対象者は、本市に在住し住宅の半壊以上の被災を受けた住宅の所有者とし、58年度の市民税の課税標準額が400万円以下の者とする。

3. 融資の限度

融資は、全壊の場合は240万円以内とし、半壊以上の場合は160万円以内とする。ただし、災害援護資金の貸付を受けた場合は、その金額を控除する。

4. 償還期間

融資の償還期間は10年とし、据置期間は3年、据置期間経過後7年間で元利均等により毎月償還する。ただし、据置期間でも利息は毎月払とする。

5. 利子補給

借受人に対する年利は4%とし、これを超える利子については市が補給する。

6. 保証人及び添付書類

保証人は社会的信用のある者1人とし、資金融資申込書に借受人と保証人連名で記入し、印鑑証明書を添付のうえ、秋田市長に提出すること。

7. 取扱金融機関及び融資の申込期間

融資の取扱は秋田市内の秋田銀行名営業店とし、申込期間は昭和58年7月1日から昭和58年9月30日までとする。

設 定・昭和58年6月23日 担当課・秋田市都市開発部建築住宅課

○市営住宅の被害状況

地震発生と同時に市営住宅20団地1,853戸の被害調査を行った。その結果10団地19か所に被害を発見されたが、入居者の生活に支障をきたさないように応急対策を講じた。

なお、特に被害の大きかった横森団地4棟96世帯については、恒久的な復旧と強化対策を講じた。

市営住宅の被害状況

団地名	区分	被害内容
横 森	中層耐火	玄関階段落ち、水道管破裂、排水管破裂、送電線ケーブル切断、床下排水管破裂、団地内敷地沈下
清水町	簡易耐火	水道管破裂
高 野	中層耐火	団地内敷地沈下
広 面	中層耐火	浄火槽破損
金砂町	簡易耐火	水道管破裂
牛 島	簡易耐火	便槽破損、床陥没
上野町	簡易耐火	屋根破損
外旭川	簡易耐火	水道管破裂、高架水槽一部破損、ガス管破裂

4. 被害集中地区の状況

前述したように、住家の被害は全壊35棟、半壊270棟、そして一部損壊が691棟にも及んでいる。このうち、特に被害が集中した地区は、新屋元町、新屋松美町、茨島二丁目、仁井田落見町、牛島西三丁目、高陽青柳町、広面樋口、檜山大元町、新屋比内町、仁井田小中島などである。

これらの土地は、いずれも昭和40年代ごろから埋め立て造成された土地である。秋田大学鉱山学部の狐崎長琅助教授は、被害が集中した地域を次のように分析している。

- (1) 埋め立て地には、特に被害が集中した。これは完全に地盤破壊型に属する。

(2) 水田からの造成地も地盤破壊型であるが、孤立分散的で集中規模は小さい。

したがっていずれも、河川敷や低湿地帯あるいは水田を埋め立てした地盤軟弱地帯が、大きな被害に遭っていることが分かる。

住家被害の集中地区

場 所	被害戸数	造成年代	被 害 状 況
新屋元町 (6.9~13.16.17.21.22)	112	昭 7	亀裂、噴砂、陥没
茨島二丁目	52	7	” ”
新屋松美町	22	30	” 噴砂、陥没、滑り
仁井田露見町	19	41	” ” ”
牛島西三丁目	14	50	” ” ”
広面樋ノ口	13	40	” ” ”
高陽青柳町(15)	13	39	噴砂、陥没
飯島長山下	11	16	亀裂 ” ”
寺内蛭根	11	46	” ” ”
横森五丁目	11	42~49	” ” ”
檜山大元町(9)	10	30	” ” ”
新屋表町(13)	9	20	” ” ”
仁井田小中島	9	11、40	” ” ”
東通明田	9	40	亀裂、 陥没
手形大松沢	9	44	亀裂、噴砂、陥没
新屋比内町(10)	8	40	” ” ”
新屋比内町(11)	7	47	” ” ”
広面昼寝	6	48	” ” ”
飯島水尻	6	明～	” ” ”
広面屋敷田	5	46	噴砂、陥没

『日本海中部地震とその災害』の中の「秋田市の地震被害の特徴」
(孤崎長琅秋田大学助教授) より。

5. 商工業関係の被害状況

商工業関係の被害については、1,643件、総額2,127,700千円にのぼっている。

このうち、本金、ジャスコ、三菱自動車、ホンダ自動車、セメント関係5社の9件被害額187,000千円、中小企業関係が1,634件1,940,500千円となっている。

なお、中小企業の内訳としては、商業1,170件1,562,600千円、工業58件57,200千円、飲食業345件179,000千円、運輸業7件15,200千円、サービス業50件126,500千円となっている。

IV．公共施設の被害と復旧

1．土木施設の被害と復旧

○道路・橋梁

今回の地震による、秋田市内での市が管理する道路・橋梁の被害については、道路98か所、橋梁5か所、被害総額は約463,000千円にのぼった。被害状況は地震に伴う地盤の沈下、隆起に起因した陥没や路肩欠壊が主なものであった。

橋梁については、橋台の一部に亀裂が生じた程度で通行に支障はなかった。以下道路・橋梁の公共土木施設の被害状況は次のとおりである。

公共土木施設の被害か所(12月9日現在)

N0	路線名・地名等	被害状況(数・量等)	N0	路線名・地名等	被害状況(数・量等)
1	大清水堀内線(第一) 金足財ノ浜地内	路肩破壊 L=150m W=8.7m	12	萱岡線(第一) 八橋大沼町地内	車道埋没 L=17m W=5.0m
2	" (第二) "	" L=200m W=8.7m	13	" (第二) "	" L=7m W=5.0m
3	福田碓崎線 金足福田碓崎地内	" L=1,300m W=9.6m	14	反町鰯沼1号線 "	" L=17m W=6.7m
4	福田吉田線 金足福田地内	" L=30m W=7.0m	15	原ノ町新川向線 保戸野千代田町地内	" L=150m W=4.5m
5	都根線 下新城青崎地内	車道埋没 L=150m W=5.3m	16	川尻土崎線 八橋片田添地内	歩道埋没 L=200m W=3.0m
6	岩城2号線 下新城岩城地内	路肩破壊 L=40m W=4.0m	17	中央通線(第一) 中通四丁目地内	" L=30m W=4.0m
7	古川添上中島下線(第一) 土崎港西三丁目	車道埋没 L=100m W=6.2m	18	" (第二) "	" L=30m W=4.0m
8	" (第二) "	" L=100m W=8.0m	19	茶町線 大町五丁目地内	車道埋没 L=92m W=9.0m
9	家の下古川添上線 "	" L=150m W=8.0m	20	四丁目橋線 "	" L=20m W=7.0m
10	通学路線 寺内油田地内	" L=350m W=6.0m	21	向馬口労町線 榎山登町地内	路肩破壊 L=80m W=7.0m
11	油田線 "	" L=150m W=6.0m	22	十軒町線 榎山南中町地内	車道埋没 L=50m W=8.0m

N0	路線名・地名等	被害状況(数・量等)	N0	路線名・地名等	被害状況(数・量等)
23	川口境2号線 川尻町川口境地内	車道埋没 L=36m W=5.0m	34	ニッ屋野崎線(第一) 広面ニッ屋野添地内	車道埋没 L=80m W=6.0m
24	" 3号線 "	" L=30m W=6.0m	35	" (第二) "	" L=60m W=6.0m
25	" 4号線 "	" L=20m W=6.0m	36	榎山大元町線 榎山大元町地内	路肩破壊 L=200m W=4.0m
26	" 5号線 "	" L=10m W=6.0m	37	太田町桜2号線 横森一丁目地内	" L=60m W=7.0m
27	茨島1号線 茨島二丁目地内	" L=45m W=8.0m	38	桜本線(第一) 横森四丁目地内	" L=65m W=8.0m
28	茨島2号線 " 地内	" L=50m W=8.0m	39	" (第二) 桜二丁目地内	" L=35m W=8.0m
29	茨島19号線 " 地内	" L=30m W=8.0m	40	千秋の丘松崎団地1号線 下北手松崎地内	" L=100m W=9.0m
30	卸団地5号線 御鷹野橋北ノ方地内	" L=80m W=4.0m	41	牛島西三丁目2号線 牛島三丁目地内	車道埋没 L=50m W=6.0m
31	茨島牛島線 牛島西三丁目地内	路肩破壊 L=100m W=8.0m	42	四ッ小屋新屋線 仁井田新中島地内	" L=50m W=4.1m
32	蓮沼医学部支線 広面鎌塚地内	" L=36m W=7.0m	43	仁井田小桜線 仁井田小中島地内	" L=60m W=6.0m
33	釣瓶町3号線 広面釣瓶町地内	車道埋没 L=28m W=4.7m	44	松美丘3号線 新屋松美町地内	" L=28m W=8.0m

NO	路線名・地名等	被害状況(数・量等)
45	松美丘13号線 新屋松美町地内	車道埋没 L=108m W=6.0m
46	" 20号線 "	" L=111m W=6.0m
47	西二条線 新屋元町地内	" L=540m W=7.6m
48	西一条線 "	" L=100m W=8.0m
49	大川端10号線 "	" L=53m W=7.0m
50	西三丁目小路線 "	" L=100m W=8.0m
51	堰根鷺林寺線 下新城堰根地内	橋梁下部破壊 L=168m W=3.0m
小計	道路災 50箇所 橋梁災 1箇所	(全体額) 補助申請分

○復旧

市道および橋梁については、建設部が中心となってパトロール班を編成し、被害か所の発見に努めた。さらに、市内の除排雪対策のため地域ごとに配置している関係業者を動員し、被害か所の確認と応急復旧にあたせさせた。

地震発生後、路面の隆起、陥没あるいは亀裂等により通行に障害のあるか所については、バリケードや注意板を設置して二次災害防止をはかった。したがって、地震当日の夜半までには、被害の大きかった数か所を除いて応急復旧を終え通行が確保された。土木関係復旧状況は次のとおりである。

土木関係復旧状況

区 分	被 害
舗 装 工	31,863 m ²
排 水 工	4,651.4m
雨 水 樹	73か所
集 水 樹	147か所
積ブロック工	277 m ²
擁 壁 工	489 m
法 覆 工	371 m ²
タイロット取付	8 組
橋 第 腹 付 工	一式

2. 下水道施設の被害と復旧

公共下水道関係における被害状況は、道路の損壊に起因するものがほとんどで、幹線管渠の延べ600メートルが不集沈下を起こし、目地破損210か所・マンホール80か所などである。また、下水道の終末処理場においては配管目地破壊、管廊伸縮継手破壊等の程度にとどまり、処理機能にはほとんど支障がなかった。しかし、ポンプ施設において土崎ポンプ場で雨水沈殿池のかき寄機が傾斜したほか、排水設備の外構施設等に被害をうけた。

なお、都市下水路、排水施設にも管目地破損や護岸ブロックの沈下等の被害があった。被害総額は、42か所601,092千円であった。

○復旧

下水道施設は道路等の被害に伴うものと、下水道そのものの管路等が被害をうけたものがあり、この被害の確認に困難をきわめ、テレビカメラの利用をはかるなどして調査した。これらに基づき復旧対策を講じたが、市民生活等には直接影響を及ぼすような被害はなかったので、道路等のかん設防止措置などを応急復旧している。

被災から復旧に至る状況は次のとおりである。

下水道全体の復旧調査状況

		調 査 方 法	調査延長・個数 全延長・個数	被害延長 個 数	期 間	人 員
幹 線	◎600以上	人孔からの目視・流下状況	40,740 49,730	布設替9.7 (目地補修) (39)	5/26～6/10	
		管内からの目視	8,990 49,730	(270)	5/27～6/8	
	◎600未満	人孔からの目視・流下状況	1,220 1,850		5/26～6/8	
		TVカメラ	630 1,850	58.6.5	6/1～6/2	6
		そ の 他				
枝 線	◎600以上	人孔からの目視・流下状況	47,610 48,110		5/27～6/10	
		管内からの目視	500 48,110		6/5～6/6 7/26	9
	◎600未満	人孔からの目視・流下状況	173,140 186,310	2.4 (3)	6/1～6/10	
		TVカメラ	13,170 186,310	1,069 (285)	5/31～6/9 8/3～8/12	139
		そ の 他				
	取 付 管	流下状況		30ヶ所	5/27	3
		TVカメラ		147ヶ所		
そ の 他						
人 孔	目 視	8,950 8,950	93ヶ所			
	そ の 他					

①目視後TV調査した箇所は、TVの項目のみに計上

②取付管 (TVカメラ) の被災状況は本管のTVカメラより判断

3. 秋田港の被害状況

秋田港では、25バースのうち20バースが液状化によって陥没、隆起、亀裂がいたるところで発生した。被害を受けた公共施設のなかでは、最も大きな被害であった。その被害額は8,800,000千円にものぼった。地震動により盛土した地盤が液状化を起し、構造物に被害を及ぼした。岸壁、物揚場、護岸、エプロン、臨港道路などの亀裂、沈下、陥没が起こり、さらに315トンクレーン（アンローダー）の傾斜、倉庫床の陥没、ボックスカルバートのずれや砂断などの被害が発生し、港湾機能の80%以上がマヒ状態となった。

その中でも、特に被害の大きかったか所は、セルラブロック構造の中島1号岸壁で、取付部や岸壁が40メートルにわたって崩壊し、エプロン沈下陥没、アンローダーの倒壊中島3号岸壁は、はらみ出しやエプロン沈下などにより使用停止した。また、鋼矢板構造の大浜2号、3号埠頭では、全延長370メートルにわたってエプロンが沈下し、上部工が一部水没、控工前傾崩壊、鋼矢板の湾曲などでも使用不能となった。さらに外港地区では、両端のセリ出しとケーソンが海側に1.6度も傾斜、そのほかエプロンが全延長270メートルにわたって背後9メートルの幅で沈下した。一方、向浜1号、2号岸壁でも鋼矢板が湾曲し、上部工の傾斜、エプロン沈下の被害を受け機能停止した。秋田港における地震の合成水平加速度は 2.20gal を記録したが、前述のように背後を埋め立て盛土したエプロン、岸壁であるために液状化によって、そのほとんどが亀裂、陥没し、いたるところで噴砂の痕跡が見られた。秋田湾の被害状況は次のとおりである。

表 1. 秋田港の被害概要

番号	施 設 名	延長(m)	完成年度	構 造	ケーソン・セルラブロック	鋼 矢 板	上 部 工	エプロン	そ の 他	復旧予定年度
1	外港-13m岸壁	270	1978	ケーソン	法線ずれ 両端はらみ出し		傾 斜	最大 1.8 m 沈下	泊地護岸はらみ出し、野積場内はクラック、道路はいたるところで波状変形、アンローダー・給電ケーブル・上屋・ベルトコンベア	1983
2	東北電力1・2号ドルフィン	92	1970	鋼 矢 板		—	—	—	な し	—
3	秋田製錬ドルフィン	40	1971	鋼 矢 板		—	—	—	な し	—
4	大浜-10m 1号岸壁	185	1970	鋼 矢 板		—	—	—	な し	—
5	大浜-4.5 m 1号岸壁	60	1976	鋼 矢 板		法線はらみ出し	一部傾斜	沈 下	な し	1983
6	大浜-4.5 m 2号岸壁	60	1976	鋼 矢 板		法線はらみ出し	クラック・一部傾斜	沈 下	野積場内クラック・波状変形、道路も波状変形	1985
7	大浜-10m 2号岸壁	185	1976	鋼 矢 板		海側に大きく湾曲・一部水中で折損	30mにわたり水没・傾斜	全面的に沈下・陥没		1984
8	大浜-10m 3号岸壁	185	1980	鋼 矢 板		一部湾曲・法線はらみ出し	一部傾斜	2号寄り沈下・陥没		1984
9	中島3号岸壁	185	1971	鋼 矢 板		一部はらみ出し	クラック	全面的に沈下	野積場クラック・波状変形、給水施設・上屋	1983
10	中島2号岸壁	185	1967	鋼 矢 板		—	一部傾斜	一部沈下	アンローダー・上屋	1984
11	中島1号岸壁	161	1965 (復旧工事)	セルラブロック	一部崩壊 はらみ出し		一部崩壊・一部傾斜	一部沈下	アンローダー、レールの屈曲、上屋背後に多量の噴砂	1984
12	北埠頭A岸壁	122	1973 (改良工事)	鉄筋コンクリート 及び鋼矢板		一部はらみ出し	一部水没	全面的に沈下	野積場クラック・沈下・波状変形	1983
13	北埠頭B岸壁	220	1978 (改良工事)	鋼 矢 板		—	—	—	一部道路波状変形	—
14	秋田-3 m物揚場	142	1939 (改良工事)	L型鉄筋コンクリート	改良部クラック はらみ出し		傾斜・クラック	一部沈下	な し	1985
15	南埠頭C岸壁	210	1967 (改良工事)	鋼 矢 板		前傾・法線はらみ出し	損 傷	沈 下	野積場内クラック・波状変形	1983
16	南埠頭D岸壁	90	1974 (改良工事)	鋼 矢 板		法線はらみ出し	一部水没	沈下・クラック		1983
17	下浜-4 m物揚場	133	1969	鋼 矢 板		傾 斜	傾斜・一部欠壊	沈 下	道路波状変形	1983
18	下浜-5 m岸壁	345	1980 (改良工事)	鋼 矢 板		—	—	陥没・クラック	な し	1983
19	下浜-3 m物揚場	60	1982 (改良工事)	鋼 矢 板		—	—	一部沈下	な し	1983
20	下浜-2 m物揚場	120	1969	鋼 矢 板		—	—	—	な し	—
21	寺内埠頭岸壁	200	1963	プレバクトコンクリート		一部傾斜	一部傾斜	沈下・クラック	野積場内沈下・クラック・波状変形	1983
22	向浜-7.5 m 1号岸壁	130	1978	鋼 矢 板		—	—	沈 下	野積場内沈下・クラック 岸壁南側の向浜公園の護岸沈下・道路一部陥没	1983
23	向浜-7.5 m 2号岸壁	130	1972	鋼 矢 板		—	—	沈 下	野積場内沈下・クラック	1983
24	東北製紙ドルフィン	41	1971	コンクリート矢板		法線はらみ出し・一部折損	一部倒壊	沈 下	野積場内沈下・クラック、ベルトコンベア基礎部	1983
25	向浜-10m 1号岸壁	185	1973	鋼 矢 板		変 形	2号寄りで傾斜	全面的に沈下	野積場内の一部沈下、道路波状変形	1984
26	向浜-10m 2号岸壁	185	1977	鋼 矢 板		変 形	一部で傾斜	全面的に沈下		1983
27	向浜-10m 3号岸壁	185	建設中	鋼 矢 板		法線はらみ出し	一部で傾斜	全面的に沈下		

(注) 番号は第1図の番号に対応する。図中の—は被害がなかったことを示す。

(注) 秋田大学丸山孝彦助教授の論文「秋田港における地震災害」(日本海

中部地震とその災害)より

4. 上水道施設の被害と復旧

市水道局の水道施設に対する被害は、道路の損壊に起因する配水管の破損がほとんどであり、幸いにも浄水場、配水場およびポンプ場等においては、直接的な被害はなかった。しかし、新屋ポンプ場が停電したため同ポンプ場の配水池の水位が低下し、二次災害に備えて新屋地区の水量制限を行い、電力送電後はただちに旧に復して送水を開始した。

一時配水池の水位は、3分の1程度に下がった。さらに、市内への水量が急増、手形山配水池の水位が下がりはじめたため、水量確保と漏水多発防止のためバルブ制御を行った。

その結果、緊急しゃ断弁が作動し市内の水圧が低下したが、2時間後には一応被害状況が把握されたので、しゃ断弁を全開し送水に努めた。なお、水道関係の被害額は、上水道施設関係では221か所30,019千円、簡易水道施設では11か所2,310千円、総額は232か所32,329千円である。主な被害状況は次のとおりである。

○主な配水管被害か所

・新屋元町	φ 100m / m	480m	破損
・大町五丁目那波商店そば	φ 200m / m	100m / m	破損
・外旭川八幡田	φ 600m / m		接合部離脱
・仁井田大野仁助橋	φ 400m / m		接合部漏水
・大住一丁目	φ 400m / m	φ 300m / m	接合部漏水
・港湾道路	φ 150m / m		5 か所破損
・八橋大道東	φ 250m / m		接合部漏水

なお、断水および濁り水の状況については、次のとおりである。

断水の状況

●発生直後の漏水多発や水圧制限による - 26日16:00~18:00

市内高台200戸

●新屋ポンプ場の停電による - 26日16:00~22:00

新屋高台地区410戸

●新屋元町配水管破損による - 26日12:10~29日5:30

新屋元町90戸

●本管破損復旧作業による－1～2時間程度の断水地区14か所

●その他アパートなどで受水槽破損などがあり断水したところがある。

濁り水の状況

市内全域に被害があった。

原因

①地震発生による漏水多発によって流量及び流速に変化を生じ鉄サビ等が出た。

②二次災害防止用の緊急しゃ断弁作動、市内直送系ポンプ1台一時停止による流速変化。

③復旧作業による配水管路の部分的制御によって管路内水流が一定に定まらない。

また、地震発生日を中心とした前後3日間の配水量の変動は、次のとおりである。

5月23日（月）104,590m³

24日（火）104,930m³ 平均103,000m³

25日（水）99,460m³

26日（木）123,160m³ 地震発生

27日（金）118,360m³

28日（土）114,260m³ 平均117,500m³

29日（日）119,840m³

さらに、地震発生日を中心とした前後3日間の時間配水量によっても、大きな変化があったことが認めることができる。

なお、水道管の被害状況、時間配水量の調査、応急給配水及び復旧仕事の状況は別表のとおりである。

水道管の調査状況

月 日	区 分	道路などの配・給水管				宅地内給水管分			
		前日より繰越	受 付	処 理	残	前日より繰越	受 付	処 理	残
5	2 6	—	8 8	6 0	2 8	—	7 9	1 7	6 2
	2 7	2 8	4 8	4 6	3 0	6 2	6 6	6 3	6 5
	2 8	3 0	3 3	4 3	2 0	6 5	2 2	6 5	2 2
	2 9	2 0	1 9	2 7	1 2	2 2	9	3 1	0
	3 0	1 2	1 3	1 6	9	0	3 0	1 3	1 7
	3 1	9	2 0	8	2 1	1 7	2 0	2 4	1 3
	計	—	2 2 1	2 0 0	2 1	—	2 2 6	2 1 3	1 3

月 日	区 分	工事店受付宅地内給水装置				被 害 総 計	
		前日より繰越	受 付	処 理	残	受 付	処 理
5	2 6	—	1 2 0	9 1	2 9	2 8 7	1 6 8
	2 7	2 9	1 9 8	1 0 7	1 2 0	3 1 2	2 1 6
	2 8	1 2 0	9 6	1 4 5	7 1	1 5 1	2 5 3
	2 9	7 1	2 6	3 4	6 3	5 4	9 2
	3 0	6 3	3 1	8 1	1 3	7 4	1 1 0
	3 1	1 3	1 4	1 8	9	5 4	5 0
	計	—	4 8 5	4 7 6	9	9 3 2	8 8 9

時間配水量の調査

(単位：m³/時)

時	5 月 25 日	5 月 26 日 地震発生 12 : 00	5 月 27 日
8	6,100	6,500	7,100
9	6,200	6,700	7,050
10	6,100	7,100	7,050
11	5,300	6,050	6,400
12	4,750	5,350	5,850
13	4,300	8,150	5,250
14	4,650	7,650	5,300
15	4,450	※ 5,850	5,350
16	4,550	流量計故障	5,400
17	5,050	〃	6,150
18	5,700	6,700	6,750
19	5,800	7,200	6,700
20	5,350	6,800	6,500
21	5,350	6,250	5,800
22	4,450	5,200	5,300
23	3,900	4,250	4,200
24	2,800	3,300	3,050
1	1,950	2,900	2,500
2	1,700	2,800	2,300
3	1,650	2,600	2,150
4	1,700	2,600	2,150
5	1,700	2,850	2,300
6	2,250	3,500	2,700
7	4,250	5,600	3,950
計	99,460 m ³	推定 123,160 m ³	118,360 m ³

○ この配水量は、手形山系統と直送系統を合算したものである。

※ 14 : 10 ~ 16 : 50 緊急シャ断井作動

この制限により、手形山配水場系統の配水量は平常時の約 $\frac{1}{2}$ の配水量になった。

応急給配水及び復旧従事の状況

○応急給水の状況

月 日	出勤回数 回	給水推定量 m ³	従 事 者 人	給 水 車 台	ポリ容器 個	主 な 地 区	戸 数 戸
5. 26	18	25	50	2	130	新屋元町、栗田町、比内町 浜田、大住町	210
5. 27	10	10	30	2	50	新屋元町、飯島緑ヶ丘 (アパート)	200
5. 28	9	12	25	2	20	新屋元町、飯島緑ヶ丘 (アパート)	250
5. 29	1	1	13	1		寺内南三丁目 新 屋 元 町	20
5. 30	0	0	0	0		待 機 中	-
5. 31	0	0	0	0			-

災害復旧従事の状況

○直接従事の局体制

月 日	職 員 数 人	車両台数 台
5. 26	186	28
5. 27	95	23
5. 28	89	23
5. 29	60	15
5. 30	50	10
5. 31	40	10

○応援業者の体制

社 数 社	従 事 者 人	車両台数 (機動車含む) 台
29	117	59
36	123	62
23	94	49
16	63	25
8	27	11
3	9	3

排水量の状況

○地震発生以前

5月26日	123,800 m ³	5月29日	121,102 m ³
5月27日	118,833	5月30日	119,250
5月28日	115,660	5月31日	115,600

○地震発生日以後

5月23日	105,093 m ³
5月24日	105,430
5月25日	99,957

次に簡易水道の被害状況については、3地区の簡易水道の配水管に被害をうけ、一時的に断水状態となった。なお、金足東部四部落簡易水道において水源地の水位低下が見受けられたので、水源探査を実施し対応した。具体的な被害状況は次のとおりである。

○金足東部四部落簡易水道（183戸、833人）

配水管破損4か所

水源地水位低下による揚水量の減少

○上新城道川簡易水道（92戸、370人）

配水管破損4か所

○下浜八田簡易水道（50戸、213人）

配水管破損2か所

復旧

上水道は道路の損壊に伴い配水管等に被害をうけたほか、ポンプ場の停電により送水を停止したものなどのため市内の約700戸程度が断水状態になった。また、漏水や流量及び流速の変化等によって市内全域が濁り水の影響を受けた。断水地域に対する応急給水は26日から29日まで延べ680戸に給水車延べ7台により給水した。

次に簡易水道では、4ヶ所に被害をうけ金足東部簡易水道は、発生当日の配水管の破損により断水となった。このため給水車を出動するとともに、対処の結果5月28日には復旧した。

また、上新城道川では、当日の午後10時まで給水車により給水しており、最終的には6月7日をもって完全復旧した。なお、下浜八田については5月27日に補修が完了している。

○水道復旧関係経費について

直接復旧工事費

配・給水管など道路分221カ所28,915千円

計 30,019千円

浄水場内壁亀裂復旧 1,104千円

間接経費

電話など通信費10,000円、給水運搬借上料36,750円
 ハイヤー借上及び車両燃料費257,109円、食糧費（夜食など）220,970円時間外手当など人件費3,022,993円、備消耗品（写真など）95,712円 計 3,644千円

合 計 33,663千円

※上水道施設災害復旧に係る国庫補助制度（給水人口×100円以上の被害額）の適用については、復旧額としては該当するが内容として、道路分の水道管被害中件数で8割、金額で約半額が配水管から分岐された給水管であり、内容としては対象外が多く該当しなかった。

○給水区域以外の簡易水道の被害（市衛生課調）

配水管破損10か所、水源取水量減1か所の被害があり、その被害額は2,310千円であった。

5. ガス施設の被害と復旧

秋田市営ガス局の被害状況については、供給施設の第一、第二供給所にはほとんど被害がなかった。しかし、地盤不良か所と見られる道路、宅地における低圧本管、輸送導管、支管などが破損したほか、ガス漏えい及び差し水によるガスの出が不良等の被害があった。被害額は、121か所8,293千円になっている。被害状況は次のとおりである。

市営ガスの被害状況

項 目	件数	項 目	件数
ガス管調査依頼	32	本支管漏れ	13
灯外管漏れ	17	ガス栓損傷	1
灯内管漏れ	4	その他	25
取出し破損	4		
メーター漏れ	5	合 計	101

市営ガス本・支管復旧状況

施設名	被害場所	復旧状況	施行年月日
低圧本管 150A	秋田市土崎港西2丁目	本管150A4ヶ所折損修理	58.5.26
"	"	本管150A×100A分岐点折損修理	"
"	"	本管150A折損修理	58.5.27
中圧本管 100A	秋田市外旭川樋の目	本管100A一部折損修理	58.5.26
"	秋田市外旭川田中	"	"
低圧本管	秋田市寺内堂の沢	本管80Aに差水あり折損箇所不明 につき水取りを行う	"
"	"	本管80A曲管折損修理	58.5.27
低圧管 50A	秋田市寺内兎桜	地盤沈下により50A支管勾配不等 のため水取り取付け	58.5.28
"	"	輸送管200A2箇所折損修理	"
合 計		本支管13箇所修理	

○東部ガスの被害と復旧

東部ガス関係の被害状況は、ガス製造・整備でガスホルダーのブレース固定ボルトが、折損した程度であり運転には支障がなかった。また、地区整圧器および橋梁等の架管か所にも被害はなかった。ただし、地盤不良と思われる数か所でガス導管ラインの破損により、約210戸に対し、ガスの供給停止を行った。被害総額は約3千万円である。

東部ガスの被害状況

○本・支管（道路分）

地先 箇所	茨島	横森	桜	川尻開和	石 塚	山王三丁目	その他	計
ネジ部切損 " 亀裂	6	3	1	1	1	1	18	31
抜け出し	2	0	0	0	0	0	2	4
ゆるみ	0	0	0	0	0	0	5	5
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0

○内管（宅地・建物内）

個 所	件 数
立上り、立下り管ネジ折れ	32
ネ ジ 折 れ	66
ネ ジ ゆ る み	4
抜 け 出 し	1
計	103
ガスメーター（口金部亀裂）	5

○復旧

地震後直ちに動員体制をとり、地区整圧器および橋梁等の架管か所の巡視点検を行った。一方、需要（使用）者からの連絡に対処するため、災害対策本部を設置し復旧班を編成、出動体制に万全を期した。

また、地盤の変動によるガス導管に被害を受けた数か所は、ガスの供給停止をし復旧に努め5月28日まで修理、復旧を終えた。なお、5月29日から31日まで最終点検としてボーリング検査等臭覚調査を実施された。

復旧作業要員は、東部ガス現地社員72人のほか、他支社から36人、それに現地関連会社120人の応援をもとに復旧作業が実施され、5月31日の延べ人員は1,183人となった。さらに、住民に対する呼びかけには、5月26・27

日の両日、広報車2台を出し、復旧作業地区を対象に①供給停止のPRとメーターコック閉止②当社社員が点検するまでのガス使用禁止を呼びかけた。

6. 電力施設の被害状況

今回の地震は昼間であったことが、さいわいし停電による混乱は、ほとんど見られなかった。秋田市内では、地震発生と同時に瞬間的なものであったが14,000戸以上の住宅等で停電があった。しかし、夕方6時から9時ころまでには完全に復旧された。

なお、配電設備関係では電柱の折損・沈下60件、傾斜430件、電線断混線（スパン）380件、変圧器損傷傾斜544件、引込線フック抜け2,920件であった。

7. 電気通信施設の被害と復旧

電気通信設備のうち局内設備は、耐震対策を講じてあるため被害はわずかであった。しかし、土木線路設備については、地盤の不良か所とみられるところで管路の沈下と浮上、電柱の沈下と傾斜があったものの、直接通信サービスに影響を与えた故障は軽微であった。

秋田電気通信部管内の被害の原状復旧費は約10億円、本復旧費は約2億円の総額12億円が見込まれた。その被害状況と被害額については次のとおりである。

通信設備の被害状況

(昭和58年6月20日現在)

区 分	主 な 被 害 設 備	単 位	秋 田
線 路	電 柱 損 傷 及 び 傾 斜	本	686
	管 路 ケ ー ブ ル 損 傷	スパン	88
土 木	マ ン ホ ー ル 損 傷	個	142
	管 路 損 傷	延長km/km	11.1/3.7
	専用橋、橋梁添架損傷	カ所	6
宅 内	引 込 線 損 傷	件	2,813
	電 話 機 等 の 損 傷	個	363

○復旧

地震発生後、電話の異常ふくそうが発生し、26・27日は一般呼出しを50パーセントから90パーセント規制した。また、電話の故障は5月28日までほとんど回復した。

今後の震災時における課題としては、電柱、マンホール、管路等の「砂の液状化現象」の対策や改良継手などの新しい耐震対策工法の導入をはじめ、電話器の落下防止が必要とされている。また、異常ふくそうの発生対策としては、非常緊急通話登録者および重要加入者の収容替え作業などを急ぎ、非常時の通話の確保に努める必要があった、とされている。

8. 交通施設の被害と復旧

秋田市交通局においては局舎、路線バス等にも異常はなかった。ただし、運行路線において道路が損壊したため2路線の経路を変更して運行した。

国鉄関係については、秋田鉄道管理局管内のローカル線等が甚大な被害をうけた。しかし、本市管内での被害は、秋操駅および秋田港駅における路盤の亀裂陥没があった程度にとどまっている。被害状況はつぎのとおりである。

列車運休状況（延本数）
奥羽本線（5月26日～6月7日累計
部分運休を含む）

上・下別 種別		下　り	上　り	計
旅 客 列 車	優　等	158	158	316
	普　通	152	155	307
	その他	19	20	39
	計	329	333	662
貨　物　列　車		292	299	591
合　　　計		621	632	1,253

○復旧

本市管内の交通施設については、被害状況のところで述べたとおり、ほとんど影響をうけていない。しかし、国鉄関係について秋田鉄道管理局では、地震直後に管内全線区の列車を停止し、旅客および列車の状況を確認するとともに、路線、橋梁、トンネル、架線などの点検を行った。

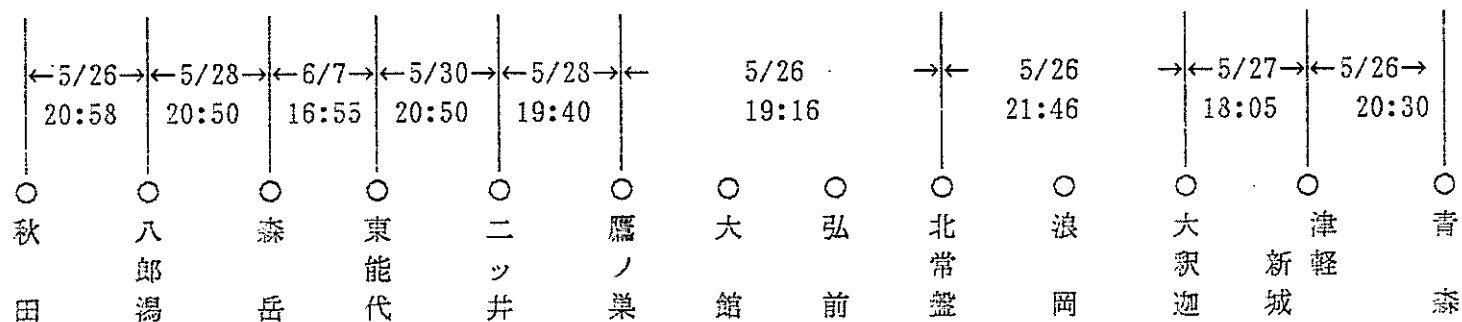
被害か所については、直ちに復旧作業に取り組み、被害の大きかった五能線も6月16日を最後に全面的に開通された。その他の開通日時は次のとおりである。

鉄道施設関係の被害状況

内訳 線名	路盤 陥没 亀裂	築堤 のり面 崩壊	線路変状	橋りょう 変状	トンネル 変状	乗降場 変状	土留 その他 変状	計
奥羽本線	13	6	26			5	3	53
羽越本線	7		4					11
男鹿線	5		9			2		16
阿仁合線	1		2					3
五能線	26	11	43	18	6	1	4	109
田沢湖線			1					1
合計	52	17	85	18	6	8	7	193

列車の区間別開通日時

・奥羽本線 6/7 16:55開通



9. 文教施設の被害状況

今回の地震により市立小学校では、大きな被害はなかったが、小学校36校中28校、中学校16校中12校がエキスパンション破損、校舎周りの地盤沈下、外壁モルタルのはがれや亀裂、窓ガラスの破損等の被害があった。

社会教育施設においても、土崎公民館の放送設備機器の倒壊による被害のほか、東部、南部、西部の各公民館、それに大町の赤れんが郷土館等において外壁のはがれや、建物の周りの陥没などの被害があった。しかし、幸いにも大きな被害になることなく、業務には支障が生じなかった。

体育施設については、庭球場照明用鉄塔周りの地盤沈下や体育館のガラス破損、野球場の二階側壁のひび割れ等があった。

なお、被害額は、学校施設関係で40か所113,580千円、社会教育施設関係で9か所5,888千円、体育施設関係で5か所1,080千円、総額は54か所120,548千円にのぼった。各学校の被害状況は次のとおりである。

文教施設の被害状況と被害額

○保戸野小学校 888千円

プール・シャワー給水管破損、屋体外壁破損、給食室窓ガラス破損、エキスパンモルタル直し、給水管・給水管ボイラー煙道等破損

○築山小学校 5,659千円

渡り廊下沈下、渡り廊下エキスパン、プレイルームエキスパン、不凍栓及び配管破損

○旭北小学校 47千円 (備品) 186千円

給排水管破損、体重計①、石こう像②、整理戸棚①

○中通小学校 1,160千円

玄関廻りエキスパン及びモルタル補修、昇降口床エキスパン、渡り廊下エキスパン防火戸、プレイルーム沈下、排水管・油送管破損

- 旭南小学校 4,879千円
給水本管破損及び高架水槽廻り給水管破損、プール不凍止水栓、
給水管破損、プール亀裂

- 牛島小学校 4,148千円
外壁・天井、給排水管破損

- 川尻小学校 89千円
屋体渡り廊下エキスパン、ガスメータ庫傾き

- 旭川小学校 291千円 (備品) 30千円
校舎エキスパン、屋体外壁ハガレ、屋外便所戸、油送管、石こう像①

- 土崎小学校 1,306千円 (備品) 86千円
北側校舎と管理棟の断目にクラック、屋体外壁破損、給排水管破損、
書架②、プール循環廻り管漏水

- 高清水小学校 48千円
排水管破損

- 広面小学校 7,597千円
校舎エキスパン、渡り廊下沈下、犬走り沈下、プール傾き直し、
プール排水管破損、油送管、ガス管破損

- 日新小学校 874千円
校舎エキスパン、柱型クラック、受水槽廻り給水管破損、油配管破損

- 勝平小学校 3,434千円
給水管・油送管破損、プール循環水配管漏水損

- 太平小学校 90千円 (備品) 30千円
校舎エキスパン、石こう像①、プール給水管破損

- 外旭川小学校 1,422千円
油配管亀裂、受水槽周囲地盤沈下

- 飯島小学校 162千円 (備品) 100千円
校舎エキスパン、プール給水管破損、カラーテレビ①

- 下新城小学校 1,891千円
渡り廊下傾き、校舎エキスパン、土留破損、油配管不凍栓破損、
屋体外壁ハガレ

- 浜田小学校 (備品) 206千円
輸転機①

- 仁井田小学校 5,770千円
廊下床沈下、外壁モルタルハガレ、天井見切縁、エキスパン破損、
屋体軒天ハガレ、犬走沈下

- 四ッ小屋小学校 125千円
排水樹沈下

- 上北手小学校 2,452千円
中水送水管、屋内給水管破損

- 下北手小学校 5,082千円
校舎エキスパン、校舎廻り地盤沈下、測溝破損

- 下浜小学校 27千円
プール設備破損

- 八田小学校 918千円
建物廻り沈下、小屋破損、油庫ブロック壁破損、水槽管破損、
油槽ガスボンベ庫傾き

- 金足西小学校 85千円
ルーフドレーン破損

- 八橋小学校 2,020千円 (備品) 20千円
渡り廊下接合部破損、エキスパンドレンパイプ破損、油配管亀裂、
グラウンド土留、U時溝沈下、プール給水管破損、スケール書架②
油槽ガスボンベ庫傾き

○ 東 小学校 3,172千円

間仕切り、プール機械室傾き、犬走り沈下、油洩れ、水道管破損、
プール給水管破損

○ 泉 小学校 371千円

校舎エキスパン、油配管亀裂

○大住小学校 93千円

プール設備、便器破損

○秋田東中学校 1,086千円

各渡り廊下エキスパンジョイント破損、鉄骨校舎パーテーション破損、
油送管、プール給水管破損

○秋田南中学校 1,590千円 (備品) 286千円

オーバーヘッドスクリーン、鉄骨校舎パーテーション破損、
正西昇降口廻り地盤沈下、測溝取付排水桝沈下、土器模型沈下、
薬品戸棚破損、体重計破損、スピーカー破損

○山王中学校 16,735千円 (備品) 270千円

管理棟～特別教室棟渡り廊下沈下、管理棟～特別教室棟エキスパンジョ
イント直し、玄関床沈下、昇降口出入口サツシュ破損、油送管、
給水管破損、石こう像破損③、カラーテレビ破損、ＯＨＰ破損

○土崎中学校 10,033千円

各棟エキスパンジョイント破損、外壁モルタル破損、プール循環管破損

○秋田西中学校 536千円

壁・床破損、外壁モルタル割れ、プール循環管破損

○外旭川中学校 1,111千円 (備品) 380千円

物置小屋基礎破損、集じん機置物傾き、排水管破損、拡声器破損、
ＯＨＰ破損

○秋田北中学校 2,685千円 (備品) 60千円

屋外窓ガラス破損、屋体ブレース破損、屋体外壁破損、校舎外壁破損、
石こう像破損②

○上新城中学校 197千円

プール循環管破損

○豊岩中学校 1,007千円

油送管亀裂

○城南中学校 16,848千円

屋体床沈下、屋体渡り廊下・床・壁・天井破損、給水管・油送管亀裂、
プール給排水管・循環管破損

○城東中学校 5,208千円

各渡り廊下エキスパンジョイント破損、校舎廻り地盤沈下、
自転車置場倒壊、給水管・排水管・排水桝・油送管破損、プール給水管、
シャワー給水管破損

○ 泉 中学校 790千円

油送管亀裂、プール給水管破損

小 計 (40校) 113,580千円

○土崎公民館 1,349千円

体育館放送機器破損、階段・談話室内壁外壁亀裂、体育館北側内壁モルタル亀裂、体育館東側通路内壁モルタル亀裂

○西部公民館 470千円

体育館亀裂補修、2階和室・ホール階段・宿直室・便所亀裂補修、犬走りモルタル亀裂

○東部公民館 1,451千円

建物廻り地盤沈下、2回廊下亀裂、便所タイル亀裂、玄関ガラス戸破損、内壁破損、建物外壁亀裂、体育館土台一部陥没

○南部公民館 140千円

ホール、実習室、階段の壁・床亀裂、1・2階の内壁亀裂、外部コンクリート剥離

○手形婦人こども文庫 78千円

ガラス破損

○土崎婦人こども文庫 107千円

壁・天井亀裂

○大町婦人こども文庫 384千円

アルミ製間仕切り破損

○赤れんが館 1,760千円

外塀亀裂、2階廊下内壁破損

○大森山少年の家 149千円

消火栓用給水管漏水、体育館渡り廊下壁亀裂、外部剥離

小 計 (9か所) 5,888千円

○陸上競技場 170千円

ブロンズ像座台破損

○庭排球場 630千円

夜間照明鉄塔基礎部分地盤沈下

○クラブハウス 83千円

外便所ブロック破損

○球技場 85千円

集水枡破損

○硬式野球場 112千円

1階女子便所給水管破損

小 計 (5か所) 1,080千円

合 計 (54か所) 120,548千円

10. 民生施設の被害状況

市立の保育所では10か所のうち、3か所で被害があった。特に地盤が軟弱なところにある寺内保育所は、建物周りの地盤が約20センチメートルほど陥没し、内外壁が亀裂した。このほか川尻、泉保育所の建物に被害があった。(別表・保育施設の被害状況のとおり)

また、保育児にはけがや事故はなかったが、午後から帰宅させるよう保護者に連絡をした。老人いこいの家などの福祉施設は幸いにも被害はなかった。

市立秋田総合病院においては、薬品が棚から落ちたり、消耗品等の破損があった程度で大事にいたらなかったほか、外来・入院患者などにもほとんど事故がなかった。

保育施設の被害状況

施設名	被害状況	被害額
寺内保育所	周囲の地面陥没 (約20cm位)	1,369 ^{千円}
泉 保育所	調理室内壁亀裂	506
川反保育所	内外壁一落下及び亀裂	307
合 計	(3か所)	2,182

1.1. 清掃施設の被害状況

ごみ処理施設、し尿処理施設には直接的な被害はなかったが、向浜し尿処理場において工業用水排水管に亀裂が生じたほか、飯島し尿処理場で曝気槽の蓋（ふた）が10枚落下し、破損する被害があった。

1.2. 農林業施設の被害と復旧

農業施設の被害は、各地域で発生した。揚水機をはじめ、ため池、水路、農業用道路の破損、亀裂、陥没、が目立った。また、水田において流砂現象による耕地の変動による被害や、浮き苗による水稻に対する被害などがあった。そのほか、農業倉庫において山積みした米俵が崩れ、側壁を破損する被害があった。

林業関係では、林道の法崩れ、土砂崩れなどによる被害と木炭焼釜の天井が落下したほか亀裂する被害が発生した。

なお、被害額では、農業用施設が46か所383,887千円、林道が5か所973千円、さらに農業倉庫保管米1,690千円、水田埋没、水稻の浮き苗被害26ヘクタール、2,600千円などを合わせて389,150千円に及んだ。

○復旧

農地、農業用施設では、48地区のうち44地区が、地震災による激甚災害の指定を受けた。

復旧工事に当たっては、42地区を58年度復旧とし、残る2地区については、59年度で復旧工事を実施した。なお、国庫補助については、高率補助の特別措置を受ける申請をし、農地85.9パーセント、施設関係91.5パーセントの補助率となった。農業被害状況、農業用施設の被害状況、林道被害の状況、農地・農業施設の復旧状況は次のとおりである。

農業被害状況

		被害数量	地区名	被害内容
農業倉庫		3棟	飯島・外旭川	米俵崩れ 20,166袋、側壁欠落 28㎡
浮苗、植直し		26ha	追分ほか全地域	水田に波が発生、波にもまれて植付けた苗が浮きあがった
耕地変動		6.0HA／ha 50戸	仁井田・新中島	地盤隆起、土砂噴出、稲苗埋没、水田1ha
			仁井田・中新田	水田0.5ha、地盤陥没
農家住宅		1棟	飯島	家屋傾斜
その他	ガラス温室	1棟	上新城五十丁	基礎に亀裂2ヶ所
	鶏卵破損	30kg	旭川・添川	落下による破卵

林業被害の状況

施設名	被災箇所	被害状況
道川林道	上新城	亀裂
松原林道	旭川	法くずれ
谷山林道	太平	石積
金滝山林道	仁別	法くずれ
居使作業道	豊岩	土砂くずれ
木の実園管理道		破損
木炭釜	下浜外5箇所	天井落下 2箇所、亀裂 2箇所

農業用施設の被害状況

農業用施設の被害状況

地区名	工 種	被 害 状 況	地区名	工 種	被 害 状 況	地区名	工 種	被 害 状 況
豊 岩 前 郷	揚水機	取水施設護岸 送水管破損	仁井田 目長田	水 路	矢板護岩倒壊	仁井田 目長田	道 路	かん没
金 足 堀 内	"	送水管破損 φ 350mm/㎡ 4ヶ処	金 足 岩 瀬	"	コンクリート水路 700×700亀裂	太 平 新 山	"	土砂崩壊
" オグリ	"	" φ 200mm/㎡ 4ヶ処	" 下 刈	"	UF800破損	豊 岩 中 島	"	"
" 岩 瀬	"	" φ 350mm/㎡ 2ヶ処	" 岩 瀬	"	目地破損 盛工かん没	飯 島 水 尻	"	かん没及び亀裂
" "	"	" φ 400mm/㎡	下新城 青 崎	"	UF950破損	上北手 荒 巻	"	"
" 浦 山	"	" φ 350mm/㎡	" 下谷地	"	BF1200かん没 及び隆起	下新城 下谷地	"	"
下 浜 長 浜	ため池	余水吐かん没			側壁決かい	"	" 橋	両地覆

農地・農業施設の復旧状況

項目	市 営 の 事 業		市が補助金を交付及び 費用負担した事業		計	
	国の援助 事業	そ の 他	国の援助 事業	そ の 他	地 区 数	事 業 費
農 地	3 地区 4,180千円	— —	2 地区 975千円	— —	5 地区 —	5,155千円
水 路	3 地区 45,256千円	— —	5 地区 160,410千円	— —	13地区 —	205,666千円
道 路	4 地区 17,250千円	3 地区 665千円	1 地区 350千円	— —	8 地区 —	18,265千円
頭首工	1 地区 9,849千円	— —	1 地区 922千円	— —	2 地区 —	10,771千円
揚水機	9 地区 74,930千円	— —	7 地区 11,785千円	— —	16地区 —	86,715千円
ため池	3 地区 36,564千円	— —	— —	1 地区 962千円	4 地区 —	37,526千円
計	28地区 188,029千円	3 地区 665千円	16地区 174,442千円	1 地区 962千円	48地区 —	364,098千円

13. 消防施設の被害状況

消防施設被害のうち庁舎関係の被害は、内壁・外壁の亀裂、車庫の床亀裂、建物周囲の地盤沈下等であり、直接的に業務に支障をきたすものはなかった。しかし、水利施設のうち地下式防火水槽に亀裂ができて本格的補修を要するものが、20立方メートル以上の公設地下式防火水槽279基のうち3基あった。

また、水道本管の破損で一時期使用不能となった消火栓は、公設消火栓1,973基のうち247基であったが、地震当日の午後8時までに215基、翌27日には11基、さらに5月30日の午後5時までには、残り21基が水道管の復旧とともに使用可能となった。この期間中、これら地域に火災のなかったことが幸いであった。消防施設の被害状況は次のとおりである。

消防施設の被害状況

種 別	場 所	被 害 状 況
庁舎関係	秋田消防署	車庫床き裂、車庫前面一部沈下
〃	秋田消防署保戸野出張所	車庫前地下埋設防火水槽周囲沈下
〃	〃	庁舎裏地盤沈下
〃	土崎消防署	庁舎内壁、外壁き裂
〃	土崎消防署将軍野出張所	庁舎内壁き裂
〃	〃	事務室、会議室床き裂
〃	城東消防署	車庫前測溝沈下
〃	〃	庁舎東側地盤沈下及び隆起
〃	〃	庁舎西側地盤き裂
〃	〃	危険物地下タンク周囲沈下
防火水槽	下新城上子友	周囲地盤沈下
〃	上新城道川字宮ノ下	〃
〃	仁井田目長田	〃
〃	土崎南小学校校庭	木体き裂漏水(S16.4.25設置319m ³)
〃	土崎小学校裏	〃 (S17.6.20設置129m ³)
〃	下北手桜三丁目	〃 (S39.11.20設置20m ³)
〃	金足片田字刈又120	周囲地盤沈下
〃	泉字三獄根(天徳寺)	〃
避難標識	千秋公園入口	脚部沈下倒壊

○災害即報・災害確定報告書

県知事に提出する秋田市の災害即報・災害確定報告書（7月11日12時現在・最終報告）は、次のとおりである。

報 告 即 害 災
報 告 確 定 災 害

市町村名	秋 田 市	区 分	被 害
報 告 番 号	第 最 終 報 (7月11日12時現在)	非住家	公共建物棟 39 (49,209) その他棟 243 (252,960)
報告者名		田	流失埋没ha 6 (600) 冠 水ha 20 (2,000)
区 分	被 害	畑	流失埋没ha 冠 水ha
人 死 者	人 地 震 1, 津 波 2	文 教 施 設	40 (113,580)
行 方 不 明 者	人	病 院	
重 傷	人 地 震 10	道 路	98 (432,899)
軽 傷	人 地 震 42, 津 波 1	橋 り よ う	5 (30,500)
全 壊	棟 35 (252,000) 葺 35 人 123	河 川	
半 壊	棟 270 (1,296,000) 葺 292 人 948	港 湾	
一部破損	棟 691 (995,040) 葺 729 人 2,386	砂 防	
床上浸水	棟 葺 人	水 道	252 (32,329)
床下浸水	棟 8 葺 7 人 28	清 掃 施 設	
リ災世帯数	世帯 327	崖 く す れ	
リ災者数	人 1,071	鉄 道 不 通	
		船 舶 被 害	隻 25 (未定)
		通 信 被 害	回 線
		火 災	2 (6,463)
		油 も れ	1 (300)
		ガ ス	121 (8,293)
		停 電	14,000
		ブローワーム	468 (90600)
		下 水 道	42 (601,082)
		公 園	2 (1,731)

全壊9(32,400)
半壊3(7,400)
一部損203
(146,160)

区 分	被 害	備 考
公立文教施設	113,580	1. 災害発生場所 秋 田 市 内
農林水産業施設	384,860	2. 災害発生年月日 昭和58年5月26日
公共土木施設	463,349	3. 災害の種類概況 太平洋中部地震による
その他の公共施設	692,654	
小 計	1,654,443	
公共施設被害相対数		
農産被害	4,290	4. 消防機関の活動状況 消火、行方不明者の捜索 二次災害警戒等
林産被害		
畜産被害		
水産被害		
商工被害	2,127,700	
火 災	6,463	
油 も れ	300	
住家被害	2,543,040	
非住家その他	252,960	
ブローワーム	90,600	
そ の 他		
被害総額	6,679,776	5. その他 農林水産業施設被災は 58年9月の時点で 185,379千円から 384,860千円に修正した。
市町村災害対策本部	名称 秋田市災害対策本部	
	設置 5月26日12:20時	
	解散 7月26日9:00時	
消防職員出動延人数	人 248	
消防団員出動延人数	人 523	

V. 救援活動の概要

1. 災害弔慰金の支給

今回の地震によって、秋田市内では3人の死者がでた。その原因は雄物川河口で5人乗りの釣り船が大津波のため転覆し、1人が遺体で収容され、1人が行方不明となって37日後の7月2日に遺体で発見された。残る1人はデパート屋上の広告塔の倒壊によって、その下敷きとなって死亡したものである。秋田市においては、この3人の死亡者に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」（昭和48年政令第374号）の規定に基づき、「秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年12月26日秋田市条例第32号）の第5条「災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として、維持していた場合にあっては300万円とし、その他の場合にあっては150万円とする。」によって災害弔慰金を次のとおり支給した。

◎生計を主として維持していた者が死亡の場合

300万円×2人（市域内死亡者）＝600万円

300万円×2人（市域外死亡者）＝600万円

（市域外＝男鹿市、能代市）

◎その他の者が死亡の場合

150万円×1人（市域内死亡者）＝150万円

の計1,350万円を支給した。これには国、県、当該市の負担区分が法律で明示されており、国が2分の1、県が4分の1、当該市が4分の1の割合での負担となっている。

秋田市の災害弔慰金支給状況は、次のとおりである。

災害弔慰金支給状況

氏 名	年齢	職 業	住 所	原 因
加賀谷信子	48	主 婦	土崎港中央5丁目5-22	デパートの広告塔が倒壊
高橋 文雄	36	会 社 員	新屋勝平町14-45	津波により釣船が転覆
高橋謙次郎	48	鉄工所経営	新屋勝平町3-26	"
三沢 弘	48	会 社 員	八橋大沼町1-23	男鹿で磯釣り中津波に襲われる
佐藤 謙治	57	会 社 員	金足片田字待入247	能代港で港湾建設作業中津波に襲われる

2. 災害融資の状況

地震発生後、数多くの全壊、半壊あるいは一部損壊などの住宅被害が続出していることが明らかになった。

そこで直ちに救済策を講じ、災害弔慰金を支給することにしたほか、災害見録金や援護措置をとった。

特に、秋田市援護資金貸付措置では、県が無利子で市に貸付けし、それを返済期間10年（利率3パーセント）として、次のような内容をとっている。

（1）世帯主がおおむね1ヵ月以上療養を要する負傷をした世帯

（イ）家財、住居の損害がない場合60万円

（ロ）1/3以上家財の損害があり住居の損害がない場合120万円

（ハ）住居が半壊した場合140万円

（ニ）住居が全壊した場合180万円

（2）世帯主に負傷がなくかつ次のいずれかに該当する場合

（イ）家財の損害がありかつ住居の損害がない場合60万円

（ロ）住居が半壊した場合80万円

（ハ）住居が全壊した場合120万円（（ニ）を除く）

（ニ）住居の全体が滅失し、又はこれと同等と認める特別の事情がある場合180万円

最も被害の多かった住宅に対しては、住宅金融公庫において災害復興住宅資金の貸し付けを行った。本件の受け付けには、建築住宅課はもとより地震相談所においても行っ

た。その貸し付け内容は、次のとおりである。

◎災害復興住宅資金→住宅金融公庫貸付

住宅建設730万まで（返済25年5.05%）

個人住宅 住宅補修10万～360万（返済10年5.05%）

13㎡～120㎡ 個人住宅（貸家も含む）住宅整地費230万まで

（借家も含む）住宅購買費450万まで

門、塀の補修10万～360万

また、農業土木関係の災害復旧事業については、次のとおりである。

（1）農業用施設の災害復旧で復旧事業費がおおむね20万円以上のもの

国補助65%、市補助35%

（2）農地の災害復旧で復旧事業費がおおむね20万円以上のもの

国補助50%、市補助50%

（3）上記以外で国の補助対象にならないもの（10万～20万円以下）

市補助50%、地元負担50%

さらに、中小企業など商工観光関係の融資制度は、次のとおりである。

◎災害復旧資金融資→商工組合中央金庫貸付

災害復旧設備資金、運転資金、貸付制限なし8.2%～8.9%

返済期間（15年）（10年）

◎秋田県中小企業災害復旧資金融資保証制度→商工会議所取扱

（全額県補助）

り災中小企業設備資金、運転資金 1,000万円以内6.7%以内

返済期間（10年）

◎激甚災害復旧融資保証制度→取扱金融機関本・支店

「激甚災害」指定り災中小企業設備運転資金（個人・法人）8,000万円

以内金融機関利率

返済期間（5～10年）

（今回の地震対策に適用）

◎秋田県中小企業体質強化融資保証制度→取扱金融機関本・支店

売上減少、赤字決算中小企業設備資金3,000万円以内

返済期間7年

6.9%以内

運転資金1,500万円以内 返済期間5年

○災害融資の内容

被災住宅の復旧融資については、秋田市の融資をはじめ、住宅金融公庫の補修と建設、災害援護貸付等339件、総額7億9,363万円にのぼっている。一方、商工会議所扱いの県災害復旧資金の融資あっせんについては、28件総額2億1,660万円となっている。

〔融資制度（特別限度保障制度適用）〕

（1）秋田県中小企業災害復旧資金 窓口＝商工会議所

限度額：1,000万円

返済機関：10年以内（据置1年）

利率：年6.7パーセント（保証料：全額補助）

* り災証明を添付

（2）秋田県中小企業体質強化資金 窓口＝商工会議所

○地域産業対策資金

種 類	限 度 額	返済期間	利 率	保証料	備 考
設置資金	3,000万円	7年以内	6.9%	0.88%	り災証明 を添付
運転資金	1,000万円	5年以内			

災害融資あっせん状況

融 資 種 別	融資件数	融 資 額	備 考
被災住宅復旧資金(秋 田 市)	53件	6,790万円	全壊14件、2,140万円 半壊39件、4,650万円 (昭和58年9月30日完了)
災害復興住宅資金(住宅金融公庫)	192	40,153	補 修 分 (昭和59年3月31日現在)
” (”)	31	26,390	建 設 分 認定書交付件数45件 (昭和59年3月31日現在)
災害援護資金(市福祉部)	63	6,030	(完了)
県災害復旧費(商工会議所)	28	21,660	中小企業災害復旧23件 15,020万円 地域産業対策 6件 6,640万円 (併用)
合 計	367	101,023	

3. 救援物資、見舞金の交付状況

○救援物資の受付と配分

日本海中部地震が、全国に報道されるや5月30日から全国の郵便局、国鉄の各駅を通じて、全国各地の人々から温かい心のこもった救援物資が続々と寄せられた。その物資は、ボンカレー、スープ、塩、玉ねぎなど食糧品のほか、毛布、タオル、衣類、日用品セット、照明器具にも及んだ。なかでも衣類（中古も含め）はダンボールで310箱にも達した。また、全国から寄せられた、まごころは4団体144人にも及んだ。その受付状況は次のとおりである。

救護物資受付状況

(58.7.7現在)

受 付 月 日	種 類	数 量	提 供 者	備 考
6月1日~3日	日用品セット	340セット	日赤秋田県支部	6月4日~5日 全・半壊世帯へ配付
〃	ボンカレー(30個入) スープ(30個入) ジュース(15本入)	50ケース 30 〃 40 〃	秋田県	6月2日 支所、公民館を通じ配付 その他新屋町内会へも
〃	塩 タバコ	340袋 840箱	日本専売公社秋田支店	6月4日~5日 全・半壊世帯へ配付 その他新屋町内会 (雄物川河口捜索隊)へも
〃	毛布	440枚	日赤秋田県支部	6月4日~5日 全・半壊世帯へ配付
6月6日	タオル	280枚	N H K 秋田放送局	被災者へ配付
5月30日~6月18日	衣類	(ダンボール) 130箱	神戸市灘区森後町 杉 本 幸 子 外69名	市社会福祉協議会を通じ配付
6月20日~7月4日	衣類	180箱	北九州市博田区住吉5丁目 池 田 房 子 外66名	〃

受 付 月 日	種 類	数 量	提 供 者	備 考
6月4日~6月11日	夜具	2揃	福島市太田町 飯 田 清 外1名	市社会福祉協議会を通じ配付
6月22日	座布団	(ダンボール) 2箱	松江市外中原町 森 喜 久 子	"
6月3日	お茶	1箱	藤枝市公害交通課 清 水 鋼 二	"
6月27日	せっけん	1箱	神戸市灘区水道筋 青 山 信 雄	"
"	玉ねぎ	1箱	岐阜県揖郡大野町 新 川 博 巳	"
6月30日	照明器具	35セット	釜石市只越町 三 好 信 彰 外	"
合 計	15品	2,712件	4団体 144名	

○見舞金の受付と配分

地震被災が全国に報道されると、いち早く全国各地から善意あふれた見舞金が続々と寄せられた。特に5月26日の当日には、東京上下水道設計（株）秋田支所（飛田博支所長）から第1号の見舞金を受け付けし、以後同年11月10日まで115件、総額53,151,160円のまごころが寄せられた。もちろん、この中には日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会、NHK秋田放送局、秋田魁新報社、ABS秋田放送、AKT秋田テレビなどを通じて寄せられた大勢の市民の善意も含まれている。

その中には、（株）秋田銀行、（株）日立製作所の200万円をはじめ、山形ライオンズクラブの1,486,812円、東京芝浦電気（株）、鉄建建設（株）仙台支店、羽後銀行、秋田相互銀行、富士電気製造（株）がそれぞれ100万円を寄せてくれた。

なお、その他の法外見舞金は次のとおりである。

その他の法外見舞金

(単位 円)

区 分		市社福協	日 赤	共 募	備 考
死 者 行 方 不 明		—	—	—	
火 災	全 焼	5,000	毛布、日用品	タオル	
	半 焼	3,000	〃	〃	
全 壊・流 出		5,000	〃	〃	
半 壊		3,000	〃	〃	
床 上 浸 水		2,000	〃	〃	

※借家人には市・県・社会福祉協議会の見舞金のみである。

また、姉妹都市の常陸太田市が100万円、常陸有縁町村交流宣言の犬子町が30万円、金砂郷村が20万円、水府・里美村が各10万円、そして本年4月国際交流の姉妹都市提携を行った西ドイツのブリヒタ・パッサウ市長から185,720円、同ハンブルク市のウタ・ハーン氏1万円など海の向こうからも善意が寄せられた。

最終的には、全国の市役所関係が41件、各市の議会関係19件、各商工会議所、各支部・協会等が21件、会社等が12件などとなっている。

一方、見舞金の配付については、別表のとおりであるが弔慰金は5月28・29日配付した。また、市関係の見舞金は6月3日～7月8日、7月14日、7月30日～8月5日に、そして県見舞金は8月1日、2日。義援金第一次は8月1日、2日。第二次は12月12日、13日にそれぞれ配付した。

災害見舞金の受付状況は次のとおりである。

災害見舞金受付状況

番号	受付 年月日	氏 名	住 所	金 額
1	58. 5. 26	東京上下水道設計(株) 秋田支所支所長 飛 田 博	秋田市山王6丁目1-1	50,000
2	58. 5. 27	東京芝浦電気(株) 取締役社長 佐 波 正 一	川崎市幸区堀川町 72	1,000,000
3	58. 5. 28	新潟市長 若 杉 元 喜	新潟市西堀通 6-866	100,000
4	58. 5. 28	新潟市市議会 議長 小 山 徳 一	"	100,000
5	58. 5. 30	常陸太田市商工会 会長 武 藤 彬	常陸太田市中城町 3210	30,000
6	58. 5. 30	日本下水道協会東北地方支部 支部長 仙台市長 島 野 武	仙台市国分町3丁目7-1	30,000
7	58. 5. 30	京 都 市 長 今 川 正 彦	京都市中京区寺町通御地上 3	200,000
8	58. 5. 30	川 崎 市 長 伊 藤 三 郎	川崎市川崎区宮本町 1	500,000
9	58. 5. 30	千 葉 市 長 松 井 旭	千葉市千葉港 1-1	200,000
10	58. 5. 30	大 阪 市 長 大 島 清	大阪市北区中之島1丁目3-20	300,000
11	58. 5. 31	柏 市 長 鈴 木 眞	柏市柏 5-10-1	10,000

番号	受 付 年 月 日	氏 名	住 所	金 額
12	58. 5. 31	柏市議会 民生経済常任委員会	柏市柏 5-10-1	50,000
13	58. 5. 31	鉄建建設(株)仙台支店 取締役支店長 間賀田 和 郎	仙台市本町3丁目4-15	1,000,000
14	58. 5. 31	名古屋市長本山政雄	名古屋市中区三の丸3丁目1-1	200,000
15	58. 6. 1	山形相互銀行 社長 澤 井 修 一	山形市籠町3丁目2-3	300,000
16	58. 6. 1	秋田県市長会 会長 高 田 景 次	秋田市山王1丁目1-1	100,000
17	58. 6. 1	福 井 市 長 大 武 幸 夫	福井市大手3丁目10-1	100,000
18	58. 6. 1	神 戸 市 長 宮 崎 辰 雄	神戸市中央区加納町6丁目5-1	300,000
19	58. 6. 1	大 和 市 長 遠 藤 喜 一	大和市下鶴間 2830-1	10,000
20	58. 6. 1	秋田銀行 取締役頭役 井 上 了 介	秋田市山王3丁目2-1	2,000,000
21	58. 6. 1	ナゴヤ・グラビヤ(株) 社長 牧 野 政 雄	名古屋市西区東岸町2丁目21	10,000
22	58. 6. 2	世田谷区長大場啓二	世田谷区世田谷4丁目21-27	200,000

番 号	受 付 年 月 日	氏 名	住 所	金 額
23	58. 6. 2	世田谷区議会 議長 山 口 昭	世田谷区世田谷4丁目21-27	100,000
24	58. 6. 2	宮古市長 千 田 眞 一	宮古市新川町 2-1	100,000
25	58. 6. 2	東北市議会議長会 会長 長谷川 清 美	秋田市山王1丁目1-1	40,000
26	58. 6. 2	広島市長 荒 木 武	広島市中区国泰寺町1丁目6-34	200,000
27	58. 6. 3	羽後銀行 頭役 塩 田 雄 次	秋田市中通3丁目1-41	1,000,000
28	58. 6. 3	秋田相互銀行 社長 片 野 饗 一	秋田市中通5丁目1-51	1,000,000
29	58. 6. 3	北九州市長谷伍平	北九州市小倉北区域内 1-1	300,000
30	58. 6. 3	木鐸会会員一同 会長 升 谷 隆 司	秋田市大町3丁目2-44 協働社大町ビル2F 高田景次後援会事務所内	66,6750
31	58. 6. 5	常陸太田市長 武 藤 彬	常陸太田市金井町 3690	1,000,000
32	58. 6. 5	常陸太田市 小田金 雄 一	常陸太田市木崎一町 2066-1	50,000

番号	受付 年月日	氏 名	住 所	金 額
33	58. 6. 5	常陸太田市 伊勢甚チェーン太田店従業員一同 代表 三 浦 ひろみ	常陸太田市金井町 1786	5,300
34	58. 6. 6	盛岡市議会 議長 千 葉 正	盛岡市内丸 12-2	20,000
35	58. 6. 6	山形市議会 議長 設 楽 信 也	山形市旅籠町2丁目3-35	20,000
36	58. 6. 6	八戸市議会 議長 久保沢 豊 作	八戸市内丸1丁目1-1	20,000
37	58. 6. 6	秋田県市議会議長会 会長 三 浦 金 吉	大曲市花園町 1-1	30,000
38	58. 6. 6	日本鉄管(株) 社長 金 尾 貴	東京都千代田区丸の内	100,000
39	58. 6. 7	全国市物件災害共済会 東北支部 支部長 島 野 武	仙台市国分町3丁目7-1	200,000
40	58. 6. 7	福島県西郷村役場 商工観光課職員一同	西白河郡大字熊倉字折口原 40	3,000

番 号	受 付 年 月 日	氏 名	住 所	金 額
41	58. 6. 7	(株)手塚土建 社 長 手 塚 謹 策	栃木県今市市皆掛 6-9	50,000
42	58. 6. 8	豊 栄 市 長 石 井 耕 一	新潟県豊栄市葛塚 3197	100,000
43	58. 6. 8	市 川 市 長 高 橋 国 雄	千葉県市川市八幡1丁目1-1	100,000
44	58. 6. 9	東日本建設業保証(株) 取締役社長 柴 田 達 夫	東京都中央区八丁堀2丁目5-1	100,000
45	58. 6. 9	八千代市 特別職、管理職一同	千葉県八千代大和田新田 312-5	50,000
46	58. 6. 9	中 嶋 信 雄	浦和市白幡4丁目20-1	3,000
47	58. 6. 9	沢 田	神奈川県川崎市新丸子	5,000
48	58. 6. 10	福 岡 市 長 進 藤 一 馬	福岡市中央区天神1丁目8-1	200,000
49	58. 6. 10	(株)日立製作所 代表取締役 三 田 勝 茂	東京都千代田区神田駿河台4丁目6	2,000,000
50	58. 6. 10	秋田マイホーム(株) 会 員 一 同	秋田市山王2丁目5-27	70,000
51	58. 6. 10	秋田マイホーム木材株式会社 社員及び従業員一同	”	69,000
52	58. 6. 13	港北長野子供会		16,258

番 号	受 付 年 月 日	氏 名	住 所	金 額
53	58. 6. 13	東北市長会会長 仙台市長 島 野 武	仙台市国分町3丁目7-1	300,000
54	58. 6. 16	東京都千代田区 区長 加 藤 清 雄	東京都千代田区九段南1丁目6-11	100,000
55	58. 6. 16	東京都千代田区議会 自由民主党議員団 監事長 内 田 茂	"	100,000
56	58. 6. 16	西 脇 聖 鳳	一宮市浅野八剣 30	100,000
57	58. 6. 16	海老名市長 佐 藤 究	海老名市国分 155	10,000
58	58. 6. 20	品川 区 長 多 賀 栄太郎	東京都品川区広町2丁目1-36	50,000
59	58. 6. 20	新宿 区 長 山 本 克 忠	東京都新宿区歌舞伎町 154-1	100,000
60	58. 6. 20	日建工業株式会社 取締役社長 加 藤 春 男	仙台市二日町 1-23	100,000
61	58. 6. 20	全国市議会議長会 会長 門 田 武 雄	東京都千代田区平河町2丁目4-2	30,000
62	58. 6. 21	横須賀市長 横 山 和 夫	横須賀市三春2丁目1	50,000
63	58. 6. 22	中野島五月納税貯蓄組合	秋田市下新城の中野字尾越 2	5,000

番号	受 付 年 月 日	氏 名	住 所	金 額
64	58. 6. 22	境 市 長 我 堂 武 夫	大阪府境市南互町3-1	100,000
65	58. 6. 22	高 石 市 長 浅 野 政 雄	大阪府高石市加茂4丁目4-1	50,000
66	58. 6. 22	久 慈 市 長 久 慈 義 昭	岩手県久慈市川崎町三地割8-1	100,000
67	58. 6. 23	秋田市ケンネルクラブ 会長 竹 内 良 知 外役員一同	秋田市濁川字堀尾田 61	20,000
68	58. 6. 24	宮城県市議会議長会 仙台市市議長会会長 議会議長 伊 藤 倉 蔵	仙台市国分町3丁目7-1	50,000
		青森市議会 議長 落 合 長 栄	青森市中央1丁目22-5	
69	58. 6. 24	鹿児島市消防局 消防長 久 保 一 夫	鹿児島市山下町10-30	10,000
70	58. 6. 24	相模原市消防本部 本部長 門 倉 重 春	相模原市中央二丁目2-15	10,000

番 号	受 付 年 月 日	氏 名	住 所	金 額
71	58. 6. 29	秋田市役所ラグビー部 部長 高 泉 宏 作	市役所内	100,000
	58. 6. 29	秋田市役所ラグビー部後援会 会長 貝 沼 久 世	"	
72	58. 6. 29	富士電気製造(株) 社長 阿 部 栄 夫	東京都千代田区1丁目12-1	1,000,000
	58. 6. 29	富士電気製造(株)東北支部 公共課課長 尾 形 清	仙台市一番町2丁目3-32	
73	58. 6. 30	中 村 秀 一	大阪府寝屋川三井が立5丁目4 99の205号	3,000
74	58. 6. 30	山 本 巳記子	東京都渋谷区宇日川町 16-1	1,000
75	58. 7. 1	大 子 町 長 宮 田 秀二郎	茨城県久慈郡大子町大字大子 866	300,000
76	58. 7. 1	金砂郷村長 名 崎 力	茨城県久慈郡金砂郷村大字高柿 137	200,000
77	58. 7. 1	水 府 村 長 菊 地 信 弘	茨城県久慈郡水府村大字町田 50-1	100,000
78	58. 7. 1	里 美 村 長 佐 川 治 平	茨城県久慈郡里美村大字大子 1653	100,000
79	58. 7. 2	畠 山 康 彦	神奈川県川崎市宮前区 365-21	5,000
80	58. 7. 4	浦安市議会 議長 前 田 順 吉	千葉県浦安市猫実 1-1	20,000

番 号	受 付 年 月 日	氏 名	住 所	金 額
81	58. 7. 8	太 田 区 長 天 野 幸 一	東京都太田区中央2一丁目10-1	50,000
82	58. 7. 8	小原流秋田支部 代表 新 岡 欣 子	秋田市保戸野中町 2-30	100,000
83	58. 7. 8	ウタ・ハーン	ヘルマン、パルク通り58 2,000ハンブルク市 73	10,000
84	58. 7. 8	ドクターエミール、ブリヒタ パッサウ市長 8390 パッサウ市市役所	西ドイツ	185,720
85	58. 7. 13	旭川市 三主婦	旭川市	2,000
86	58. 7. 14	東京都下水道局 局長 間 片 博 之	東京都千代田区丸の内3丁目8-1	50,000
87	58. 7. 14	日本赤十字社秋田県支部 支部長 佐々木喜久治	秋田市中通一丁目4-19	5,651,200
	58. 7. 14	NH K秋田放送局 局長 鈴 木 幹	秋田市山王一丁目1-2	
	58. 7. 14	秋田県共同募金会 会長 笹 村 ミ ヨ	秋田市中通一丁目4-19	

番 号	受 付 年 月 日	氏 名	住 所	金 額
	58. 7. 15	秋田魁新報社 社長 倉 田 儀 一	秋田市大町一丁目2-6	11,796,000
88	58. 7. 15	A B S 秋田放送 社長 工 藤 浩	秋田市山王七丁目9-42	
	58. 7. 15	A K T 秋田テレビ 社長 中 安 正 衛	秋田市八橋本町三丁目2-14	
89	58. 7. 16	福島県市議会議長会 会長 川 原 宏	福島県会津若松市東栄町 3-46	30,000
90	58. 7. 18	武蔵野市長 土 屋 正 忠	武蔵野市緑町2丁目2-28	30,000
91	58. 7. 18	文京区長 遠 藤 正 則	東京都文京区春日町1丁目16-21	100,000
	58. 7. 18	文京区議会 議長 小 里 秋 男	”	
92	58. 7. 19	大子町赤十字奉仕団 委員長 助 川 て る	茨城県久慈郡大子町大字大子 866 大子町役場内	441,160
93	58. 7. 26	宮城県海老野市 市長 中 間 俊 範	海老野市大字栗下 1292	150,000

番 号	受 付 年 月 日	氏 名	住 所	金 額
94	58. 7. 26	秋田県知事	秋田市山王4丁目1-1	9,372,000
95	58. 7. 27	東京都国分寺市議会 社会党国分寺市議団	東京都国分寺市戸倉1丁目6-1	10,000
96	58. 7. 28	静岡県加茂郡 松崎町議会	静岡県加茂郡松崎町宮内 304-1	10,000
97	58. 7. 28	東京都葛飾区議会 自由民主党議員	東京都葛飾区立石5丁目13-1	10,000
98	58. 7. 30	東京都国分寺市戸倉 自民党新政会長 間 田 勇	東京都国分寺市戸倉1丁目6-1	30,000
99	58. 7. 30	米口マサチューセッツサ アレンGピックセン		6,020
100	58. 8. 1	出 口 静 子	北海道砂流郡日高町字日高 632	30,000
101	58. 8. 3	東京都中央区議会 自由民主党	東京都中央区築地1丁目1-1	100,000
102	58. 8. 4	幡いずみ会 稲田博	茨城県常陸太田市幡町 1420	8,000
103	58. 8. 5	十和田工業高校 校長 大 矢 勝 美	青森県十和田市大字 三本記字下平 215-1	16,350

番号	受 付 年 月 日	氏 名	住 所	金 額
104	58. 8. 15	(株)ルートホテル6万名 折 竹 清 司	塩尻市広丘吉田 1009	30,000
105	58. 8. 19	全国高校総体 稲沢市実行委員会	愛知県稲沢市重本町桜松 383	10,914
106	58. 8. 23	泉南市福祉事務所	泉南市樽中 730	15,350
107	58. 8. 23	泉南市老人クラブ連合会	泉南市樽中 730 福祉事務所内	50,000
108	58. 9. 8	山形ライオンズクラブ	山形檜西村山郡河北町谷地甲 220	1,486,812
109	58. 9. 13	民社党福島県連合会	郡山市細沼町 6-16	50,000
110	58. 9. 16	群馬教区浄土宗青年会	前橋市千代田町3丁目3-24	137,391
111	58. 9. 27	盛岡市松園剣道スポーツ少年団 代表者 原 田 助 七	盛岡市松園二丁目7-4	5,000
112	58. 9. 27	栃木県塩原町議会	栃木県那須郡塩原町 大字下塩原 675-9	20,000
113	58. 10.31	日赤第二次配分 (日赤、共募、NHK)		3,314,000
114	58. 11. 8	県第二次配分 (ABS、AKT、さきがけ)		2,720,700
115	58. 11.10	県社会福祉協議会 会長 大黒屋 栄 一	秋田市中通一丁目4-19	200,000

見舞金・義援金配付状況

		対 件 数	弔 慰 金	市見舞金	県見舞金	義 援 金	
						第 一 次	第 二 次
死 亡 者		4人 1人	3,000,000 1,500,000	50,000	300,000	800,000	158,000
重傷者	市 内	7人		30,000		138,800	37,000
	能 代	3人		30,000		138,800	37,000
	市 外	2人				99,672	27,000
全 壊		35戸 1戸		20,000	300,000	216,550 300,000	44,000
半 壊		270戸 28戸		10,000	100,000	108,270 100,000	20,000
計			13,500,000	4,070,000	39,000,000	45,499,494	8,154,000

4. 税、手数料の減免措置

市においては、地震による被災者に対し、市税、使用料の減免措置を講ずることにした。そこで、「広報あきた」や報道機関を通じてPRを行う一方、地震相談所においてその相談に応じた。

市民税の措置は481件、税額7,630千円、固定資産税は2,043件、税額51,269千円、このうち事業所分は145件、税額26,276千円である。国民健康保険税は、129件税額9,289千円である。

なお、市税の減免届け出の件数のうち、市民税の申請が2,174件で対象が481件となり、1,698件が除かれた。また、固定資産税の申請が2,179件のうち対象が2,043件で136件が除かれた。さらに国民健康保険税では申請が150件のうち、対象が129件で21件が400万円以上の所得があったり、被害が軽微であったことから除かれている。

市税の減免措置等の区分については次のとおりであり、一方市民税調定額及び納税義務者数、それぞれの減免状況は次のとおりである。

市税の減免措置等について

災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、次の区分により軽減又は免除する。

税目 区分	市 民 税	減免割合	固 定 資 産 税	減免割合
減 免 の 範 囲	1. 納税義務者が次に該当する場合。 イ 死亡した場合 ロ 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者 ハ 障害者となった場合	全 部 全 部 十分の九	1. 土 地 災害により地形を變じ、又は作土を借借して宅地又は農地としての利用価値を失った場合で、その被害程度が次の区分によるとき。 イ 十分の八以上のとき ロ 十分の六以上十分の八未満のとき ハ 十分の四以上十分の六未満のとき ニ 十分の二以上十分の四未満のとき	全 部 十分の八 十分の六 十分の四
	2. 住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の十分の三以上であるもので、前年中の合計所得金額の適用規定により四百万円以下の者について、次の区分により軽減又は免除する。 イ 合計所得金額が二百万円以下で損害程度が十分の三以上十分の五未満のとき ロ 合計所得金額が二百万円以下で損害程度が十分の五以上のとき ハ 合計所得金額が三百万円以下で損害程度が十分の三以上十分の五未満のとき ニ 合計所得金額が三百万円以下で損害程度が十分の五以上のとき ホ 合計所得金額が三百万円を超え損害程度が十分の三以上十分の五未満のとき ヘ 合計所得金額が三百万円を超え損害程度が十分の五以上のとき	二分の一 全 部 四分の一 二分の一 八分の一 四分の一	2. 家 屋 災害により損傷を受け、家屋としての利用価値を失った場合で、その被害程度が次の区分によるとき。 イ 全焼、全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき ロ 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の十分の六以上の価値を減じたとき ハ 家屋、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の十分の四以上の価値を減じたとき ニ 内壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の十分の二以上の価値を減じたとき	全 部 十分の八 十分の六 十分の四
	国民健康保険税		3. 償却資産 償却資産については家屋の場合に準ずる。	家屋の場合に準ずる
	1. 災害により世帯主および世帯に属する被保険者の所有にかかる財産につき、甚大な損失を被った者で次の区分により軽減又は免除する。 イ 損失の金額が十分の八以上の者 ロ 損失の金額が十分の六以上十分の八未満の者 ハ 損失の金額が十分の四以上十分の六未満の者 ニ 損失の金額が十分の二以上十分の四未満の者	全 部 十分の八以内 十分の六以内 十分の四以内		
納税の期限延長	1. 規定された期限まで納付できないと認められる者には納期限の延長が認められる。(災害時から2ヶ月以内)			
納税の猶予	1. 災害を受け、市税を一時に納付又は納入することができないと認めるときは、申請にもとづき、1年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる。 2. 猶予した期間内に納付又は納入することができない理由があると認めるときは、更に1年の延長ができる。 3. 徴収の猶予をした場合、その期間に対応する部分の延滞金を免除する。			
摘要	1. 災害を受けた日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の税額について適用する。			

(注) 昭和39年11月7日自治府第119号による事務次官通達

○市民税

市民税調定額及び納税義務者数

区 分	調 定 額	納税義務者数	摘 要
普通徴収	3,612,768,680 円	37,060	県民税含む
” (随時)	117,966,160	638	”
特別徴収	9,291,534,840	68,614	”
退職分離	203,839,730	1,285	”
法人均等割	312,013,690	6,392	”
法人税割	3,367,916,740	2,852	”

区 分	申 請 件 数	減 免 対 象 数	減 免 税 額	備 考
個 人	2,174	481	11,789,070	県民税含む 4,159,070

◎固定資産税

減免割合別件数(固定資産税)

	土 地	家 屋	償却資産	計
減免割合100%	3件	46件	一件	49件
” 80%	43	171	2	216
” 60%	150	216	1	367
” 40%	192	433	—	625
” 20%	389	397	—	786
計	777	1,263	3	2,043

市税の減免状況(59.3.31現在)

税 目	減 免 件 数	減 免 税 額
市 民 税	481件	7,630千円
普通徴収	231	2,666
特別徴収	250	4,964
固 定 資 産 税	2,043	51,269
土 地	777	13,453
家 屋	1,263	36,629
償却資産	3	1,187
小 計	2,524	58,899
国民健康保険税	129	9,289
合 計	2,653	68,188

※固定資産税のうち法人(事業所)は145件、26,276千円

減免割合別件数(市民税)

減免割合 100%	79件
50%	223件
25%	105件
12.5%	74件
計	481件

○諸証明の手数料免除

手数料の免除については、住民票関係が19件、印鑑登録関係が72件さらには資産証明29件、所得証明136件、課税証明8件、納税証明5件、合計269件、免除額26,900円となっている。なお、手数料は1件100円である。

税関係手数料免除状況、住民表・印鑑証明の手数料免除状況は次のとおりである。

税関係手数料免除状況(58.8.31現在)

月別	証明区分	資 産 証 明	所 得 証 明	課 税 証 明	納 税 証 明	計
	地区別					
六 月	本 庁	15件	61件	4件	3件	83件
	土 崎 支 所	3	5	0	0	8
	新 屋 支 所	1	10	0	0	11
	計	19	76	4	3	102
七 月	本 庁	3	28	2	0	33
	土 崎 支 所	0	1	0	0	1
	新 屋 支 所	0	4	0	0	4
	計	3	33	2	0	38
八 月	本 庁	4	23	1	2	30
	土 崎 支 所	0	1	0	0	1
	新 屋 支 所	3	3	1	0	7
	計	7	27	2	2	38
合 計		29	136	8	5	178

住民票・印鑑証明の手数料免除状況

区 分		件 数	枚 数
住民票（写し、記載）		19件	33件
印 鑑	登 録 証 交 付	1	1
	登 録 証 申 請	71	132
	計	72	133
合 計		91	166

VI. 市議会活動の概要

1. 市議会災害対策本部の設置

市議会は、5月28日急きょ各派会長会を開催し地震被害の対応策を協議するための「秋田市議会災害対策本部」を設置した。本部は市議会事務局に置き、議長、副議長、各会派の会長によって構成された。協議内容は次のとおりである。

- (1) 秋田市災害対策本部との連携について
- (2) 議員からの被害把握状況の通報連絡について
- (3) 国、県に対する対応策について
- (4) 被害に対する市の救済諸制度について
- (5) その他の必要事項について

◎秋田市議会災害対策本部の構成

〈本部長〉 議 長・長谷川 清 美

〈構成員〉 副議長・保 坂 直 一

新政会会長・秋 元 保 二

社会党議員団会長・加 藤 茂

民政クラブ会長・三 浦 茂 孝

公明党秋田市議会幹事長・高 橋 功

日本共産党秋田市議会議員団団長・杉 山 隆 一

2. 市議会全員協議会

日本海中部地震の被害が秋田市内でも多発しているため、市議会は5月30日市役所正庁で市議会全員協議会を開催した。高田景次市長、佐藤博之収入役並びに関係部長から被害状況の報告を受けるとともに、その対策について活発な質疑が行われた。

〈質疑〉

被害住宅に対する補修融資について

被害の大きかった新屋表町地区の道路、下水道の復旧見通しについて

住宅被害の調査方法について
激甚災害の指定見通しについて
り災証明の発行について

3. 市議会定例会の動き

地震後初の議会は、6月市議会定例会であった。会期は6月8日から6月22日までの15日間であったが、一般質問は地震災害対策に集中した。さらに9月、11月においても一般質問が出ており、その質問骨子は次のとおりである。

〈一般質問〉（6月14日～15日）

被害の状況について
被害の復旧について
市民への対応、救済、助成措置について
国、県に対する要望と市長の対応について
防災計画と防災体制について
財政調整資金について
災害復旧に関する財政見通しについて
災害救助法の適用時期について
融資制度について
地震・津波に対する認識の普及と避難訓練のあり方について
秋田港の復旧見通しについて
一般住宅等の被害救済について
農業・中小企業者等の被害救済について
激甚災害指定と予算の関連について
災害の認定について
防災指導について
弔慰金等の支給条例及び法外援護に関する内規の見直しについて
潜水隊の設置について

なお、6月市議会定例会における市長の説明要旨及び昭和57年6月議会と昭和58年6月、9月、11月の各市議会定例会においても地震関係の一般質問があった。

〈市長説明要旨〉

昭和58年6月市議会定例会の開会にあたり、今議会提出の補正予算案等について概略説明申しあげ、ご審議をお願いいたすしだいであります。

さて、提出案件の説明に入ります前に、去る5月26日発生いたしました日本海中部地震の被害の状況とその対応について報告申しあげ、なお一層の災害復旧、被災者救済等の諸対策について引き続き努力すると共に、議会ならびに市民各位のご協力をいただきたいと存じます。

ご承知のとおり、秋田沖の日本海を震源地とするマグニチュード7.7の地震発生は北部日本海沿岸各所に大きな被害をもたらし、本市におきましても死者3名、行方不明者2名の犠牲者を出し、一般住宅やビル、港湾施設、道路、上・下水道などにも多大な被害を与えました。

とくに、今回の震災により亡くなられた方、ご家族の皆さんには議員各位と共に心からお悔みを申しあげるしだいであります。

本市では、地震発生後直ちに秋田市災害対策本部を設置し、被災状況の調査に当たると共に、民生安定のため地震相談所の設置などにより迅速な被災者救済対策に庁内あげて取り組み、さらに被害公共施設の応急措置、向後における二次災害の発生防止についても万全を期してまいりました。しかしながら6月6日現在までに判明の、市関係の施設だけを見ましても、道路、橋りょう、上下水道、ガス施設などに総額約22億円の被害を確認いたしており、また、全壊、半壊の市民住宅は270戸にのぼり、1日も早い復旧に努めているところであり今後ともこれら対策に全力を傾注してまいります。

なお、国、県に対しましても、特別交付税の増額配分、災害復旧事業の予算枠の確保、各種制度資金の条件緩和、秋田港の早期復旧など引き続き要請し、地震災害対策の万全を期しておりますが、5月31日には災害救助法の適用を受けております。

また、被災後直ちに全国各地の市町村、各種団体および姉妹都市であります蘭州市、常陸太田市および友好関係を持つパッサウ市から激励の電報、見舞金等の支援を寄せられたご厚情に対し議会と共に感謝申しあげます。

(以下省略)

4. 地震に関する要望・意見書

6月市議会定例会の開催中に議員提出された議案第7号〈地震・津波防災体制に関する意見書〉が、6月22日原案どおり可決された。

さらに、9月議会においては、同じく議案第9号〈「日本海中部地震」の地震名の変更に関する意見書〉が、9月21日原案どおり可決され、それぞれ関係機関へ送付された。

一方、7月29日には、議長名によって〈日本海中部地震災害対策に関する要望書〉が、市議会の日本海中部地震災害対策特別委員会等によって陳情された。

地震・津波防災体制に関する意見書

秋田沖地震・津波被害については、日本海側住民の地震と津波の予備知識の欠如、気象庁や関係機関の下部機構への伝達に問題があったことが指摘されている。

またすでに今回の場合、男鹿半島の異常隆起など、大地震の前兆と思われる異常現象もキャッチされていて、当該地域は昭和53年8月「特定観測地域」に指定されていたにもかかわらず、有効な対策をとられないまま推移したことも問題視されている。

よって政府は以上の認識に立って、速やかに次の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 地震予知研究予算など防災投資を十分なものとする。
 1. 地震観測の第一線である気象庁の測候所地震プロパーの観測員を気象観測と兼職とせず専門職とすること。
 1. 海底地震計の設置や測地測量の繰り返しなど観測を強化し、大地震予知のための観測体制準備など、あらゆる対策を講ずること。
 1. 防災に関する研究者、技術者、防災運動家などによって発足される「防災情報センター」に対する大幅な財政的援助を行うこと。
- 上記地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和58年6月22日

秋田市会議長 長谷川 清 美

「日本海中部地震」の地震名の変更に関する意見書

去る5月26日、秋田県能代沖100km、深さ10kmの海底で発生した大地震と大津波は主に秋田・青森両県の日本海沿岸市町村に大きな被害をもたらした。

現在、被害を受けた各市町村は全力を挙げて災害復旧に取り組むとともに、今後の防災体制の充実、強化に努めているが、二度とこのような惨事を繰り返さないよう地震に対する防災意識を高揚させるためには、このたびの地震の実態を明確に後世に伝えることが大切である。

しかるに、このたびの「日本海中部地震」という名称では震源地が漠然としており、正しく継承されないおそれもあるので、過去の例にならって「能代沖地震」、「秋田県沖地震」、「秋田・青森沖地震」等のごとく地名を冠して命名されるべきと考える。

よって、政府及び関係機関においては被害を受けた住民の心情を受けとめられ、防災について歴史的にも教訓として生かしていくために、適切な地震名に変更されるよう強く要望する。

上記地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和58年 9月31日

秋田市議会議長 長谷川 清 美

日本海中部地震災害対策に関する要望

昭和58年5月26日秋田県沖を震源地として発生した日本海中部地震は、津波を伴い、多数の死傷者を出し、一般住家をはじめ、公共施設等に甚大な損害を与えている。

このため被災市としては、その復旧に最善の努力をしているが、公共施設の災害復旧には多額の財政需要を来すことから、国においては、次の事項の実現方について特段のご高配を賜りますよう要望します。

〈その1〉

1. 公営ガス事業の災害復旧に対する市債並びに補助等の助成対策に

ついて

〈その2〉

1. 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく制度の緩和について
2. 水道施設災害復旧の適用基準並びに補助範囲の拡大について
3. 災害復旧時における上水道改良工事に対する補助について

〈その3〉

1. 地震予知体制の整備促進について
2. 秋田港の早期復旧について

昭和58年 7月29日

秋田市議会議長 長谷川 清 美

5. 日本海中部地震災害対策特別委員会

6月22日、市議会定例会の最終日の本会議において、災害対策について調査するため「日本海中部地震災害対策特別委員会」を設置することが議決された。委員は11名から成り、議会の閉会中も継続して調査することとなった。特別委員会の構成メンバーは次のとおりである。

委員長 秋 元 保 二

副委員長 菊 地 達 雄

委 員 加賀屋 三 郎、藤 原 敬 介、高 橋 智 徳
中 泉 松之助、萩 原 長 雄、新 岡 雅
大 塚 隆 一、須 磨 寅之助、佐々木 茂

(以上12名)

特別委員会の活動状況は次のとおりである。

第1回 (6. 22)

正副委員長の互選について

第2回 (7. 1)

〈報告事項〉

市議会の「秋田市議会災害対策本部」解散までの経緯

〈審議事項〉

調査項目の設定について

(1) 災害現場の確認

- (イ) 被害状況と措置内容についての調査
- (ロ) 現場視察と市民要望の集約
- (ハ) その他

(2) 災害対応策の検討

- (イ) 緊急時における災害対策本部の設置
- (ロ) 救済、救助活動の問題点
- (ハ) 応急、復旧対策
- (ニ) 市民に対する広報活動
- (ホ) その他

(3) 検討課題の集約

- (イ) 住民要求の取り扱い方
- (ロ) 対応する組織体制の整備
- (ハ) 地震予知、予報に関する研究
- (ニ) 救済諸制度と防災対策の再検討
- (ホ) 地震災害と市民及び学童の避難訓練
- (ヘ) その他

(4) 実行行動

- (イ) 新潟、仙台等先進都市の調査
- (ロ) 国・県に対する要望
- (ハ) その他

第3回 (7. 8)

〈被災地視察〉

新屋元町、新屋松美町、秋田港、下新城青崎・農業用水路

〈審議事項〉

今後の日程について

7月28日・29日の両日、関係省庁並びに県選出国會議員に対し陳情することを決定した。

第4回

〈審議事項〉

- (1) 新屋松美町地域地震被害者の会から提出された要望に対する市当局の対応について

(2) 陳情項目について

(3) 陳情の班編成及び日程について

第5回 (8. 12)

地震対応策の検討

(イ) 災害対策本部の設置及び災害時に対する議会の対応について

(ロ) 津波情報と雄物川河口での遭難者について

(ハ) 新屋松美町の住宅被害の原状と見通しについて

(ニ) 復旧事業に対する被害査定の現状について

(ホ) 市民に対する広報活動について

第6回 (8. 24)

<審議事項>

検討課題の集約

(イ) 住民要求の取り扱い方について

地元に対する説明会について

集団移転と行政指導について

地質マップについて

(ロ) 災害に対する組織体制の整備

住民の避難について

訓練、啓もうについて

(ハ) 地震予知、予報に関する研究

県内の観測体制について

(ニ) 救済諸制度と防災対策の再検討

被害の認定基準について

災害援護資金について

法外援護見舞金について

(ホ) 地震災害と市民及び学童の避難訓練

実行行動について

第7回 (10. 11~13)

実行行動について

仙台市、静岡市を視察

第8回 (10. 15)

<審議事項>

調査報告書の取りまとめについて

(イ) 視察結果の概要について

(ロ) 新屋松美町の地質調査委員会について

第9回 (10. 31)

<審議事項>

意見の集約について

第10回 (11. 21)

<審議事項>

調査報告書の承認について

昭和58年12月市議会定例会における災害対策特別委員長
の報告要旨 (秋元保二委員長)

(昭和58年12月5日)

日本海中部地震災害対策特別委員会に付託されております日本海中部地震による災害対策についての調査につきまして、本委員会における調査の経過と結果のご報告を申し上げます。

本委員会は6月定例会において設置され、現在継続調査となっているものでありますが、6月22日の委員会における正副委員長の互選の結果、不肖秋元保二が委員長に、副委員長には菊地達雄委員が選任されたので、まずご報告申し上げます。

次に、委員会の活動状況について申し上げます。これまで、委員会を9回開催いたしておりますが、被害の大きかった現地視察、災害復旧対策等に関する関係行政庁への陳情、それに防災体制整備都市の視察調査も行っています。その調査の経過と結果については、お手元に配布いたしてあります、日本海中部地震災害対策特別委員会調査報告書に詳細に述べておりますので、この報告書をもってご了承いただきたいと存じます。

なお、調査報告書の中で、災害発生時における議会の対応組織の事項として、仮称「秋田市議会災害対策会議」を設置するよう提言しておりますが、これにつきましては、報告書に記載のとおり、議会のしかるべき機関において協議の上、速やかに設置されますよう議長においてよろしくお取り計らい願います。

防災対策はこれで完全ということはないでありましょうし、特に地震災害については、今後の地震学の進歩、観測技術の進歩に待つところが多い現状でありますので、本委員会が提言いたしました諸施策も、調査機関が短かったこともあって、その一部にすぎないものになっております。また、このことは、地震災害以外の各種災害対策についても同様であります。したがって、議会といたしましては、今後とも、防災対策について積極的に取り組み、問題提起をしていく所存であります。一方、市当局におかれましては、提言いたしております各事項の中には、国、県の防災計画との連絡調整、さらには協力、援助を必要とするものも含まれておりますので、それとの整合性を保ちながら、緊急度を勘案の上、積極的、計画的に防災対策の推進を図られるよう切望する次第であります。

なお、本委員会は、11月21日の委員会をもって、議会から付託されました日本海中部地震による災害対策についての調査を終了いたしましたので、議長においてよろしくお取り計らいますようお願いいたします。

最後になりましたが、委員会の運営に賜りました委員各位並びに市当局のご協力に対しまして、衷心より感謝を申し上げ、日本海中部地震災害対策特別委員会の報告を終わります。

〈参考〉

地震アンケート調査

大地震にあったとき住民はどのような行動を取ったのか、特に消火に対する市民の行動を知ることは、二次災害として発生し大地震を大震災に変える火災を防止するうえで極めて重要なことである。

行政は、これについて完璧な行動を住民に求めかつ期待している。秋田市消防本部は、地震発生の翌日から市民に対し、無作為抽出で電話によるアンケート調査を行った。

その結果は、これまでに体験したこともない震動の中で、完璧ではないにしても相当高く評価できる行動があり、地震即消火の思想が定着してきているものと判断される。

また、市民の情報のとり方は、パニック防止上重要であり憂慮されたが、大部分がテレビ、ラジオ等公共放送を活用していたことがわかった。

しかし、宮城県沖地震では大地震に対して都市は弱いといわれ、都市整備に多くの危険が内包されている環境のなか、大揺れの際に家から外に飛び出すのは安全上好ましくない行動といわれているが、これに対するアンケート調査結果は41.2%が本震中に家から外に飛び出している。人間の心理と恐怖心による行動であろうが今後の課題とされるところである。

アンケート調査の概要および結果は次のとおりである。

(1) 一般家庭

ア目 的 地震発生時における一般家庭の動行

イ実施日 昭和58年5月27日午前

ウ対象数 450世帯（秋田170、土崎150、城東130）

(2) 一般食堂

ア目 的 昼食時（地震発生時）にサラリーマンの利用する一般的食堂の動行

イ実施日 昭和58年5月31日午後

ウ対象数 111世帯（秋田40、土崎31、城東40）

エ方 法 電話による無作為方式

一般家庭地震アンケート

項 目	回 答	比率(%)
1. 地震発生時に?		
家の中にいた。	337	74.9
家の外にいた。	101	22.4
車の中にいた。	12	2.7
2. 地震が終るまで?		
家の中にいた。	198	58.8
外に逃げた。	139	41.2
車の中にいた。	5	41.7
車の外にでた。	7	58.3
3. 火を使っていたのでは?		
すぐ消した。	120	82.2
気付いて消した。	22	15.1
消さなかった。	4	2.7
4. 地震情報を?		
テレビでとった。	257	57.0
ラジオでとった。	180	40.0
市の宣伝車	4	0.9

一般食堂地震アンケート

調 査 項 目	秋田	土崎	城東	合計	%
1. 地震を感じたときどうしましたか					
(1) 屋内にそのままいた	25	20	13	58	52
(2) 屋外に出た	15	11	27	53	48
2. 地震発生時火気使用していたと思 いますがどうしましたか					
(1) すぐ消した	36	28	39	103	94
(2) あとで気づいて消した	3	2		5	4
(3) お客さんに言われて消した	1	1		2	2
(4) 消さなかった					
使用していなかった			1	1	-
3. お客さんはどのように対応しましたか					
(1) すぐに屋外に逃げた	27	14	28	69	66
(2) そのまま屋内にいた	12	10	11	33	31
(3) お客さんの一部又は全部がテーブル の下などに入った	1	2		3	3
お客さんはいなかった		5	1	6	-
4. ガス洩れがありましたか					
(1) あった		1		1	1
(2) なかった	40	30	40	110	99

秋田県の災害集計状況

秋田県		区 分		被 害	
報 告 番 号	災 害 集 計 報 告 (昭和58年7月20日現在)	非住家		棟	全 壊 587 部 壊 2108 床 上 71 床 下 123
				棟	
報告者名		田	流失・埋没	ha	2643
			冠 水	ha	
		畑	流失・埋没	ha	498
			冠 水	ha	
区 分		七			
被 害					
人 的 被 害	死 者	人	83		
	行方不明者	人			
	重 傷	人	54		
	軽 傷	人	211		
住 家 被 害	全 壊	棟	1132		
		世帯	1189		
		人	4610		
	半 壊	棟	2632		
		世帯	2713		
		人	10125		
	一部破壊	棟	2875		
		世帯	2943		
		人	10662		
	床上浸水	棟	65		
		世帯	65		
		人	220		
	床下浸水	棟	277		
		世帯	275		
		人	275		
			他	文 教 施 設	箇所
		病 院		箇所	29
		道 路		箇所	670
		橋りょう		箇所	84
		河 川		箇所	196
		港 湾		箇所	125
		砂 防		箇所	41
		電 力		世帯	17563
		ガ ス		世帯	14905
		水 道		世帯	22187
		清 掃 施 設	箇所	9	
		盛くずれ	箇所	72	
		狭道・不通	箇所	10	
		船舶被害	隻	681	
		通信被害	回線	622	
		石べい等	箇所	1295	
		目 動 運	台	71	
		建 物	箇所	12	

区 分		被 害		秋 田 県 災 害 対 策 本 部	
そ の 他	治 山	面 積	49	名 称	秋 田 県 災 害 対 策 本 部
				設 置	5 月 26 日 12:50 時
				解 放	月 日 時
				秋 田 県 災 害 対 策 本 部	秋 田 県 災 害 対 策 本 部
被 害 額	千 円	24,477,000	1,486,000	計	19 団体
					計
					計
					計
水 産 権 限	千 円	4,195,000	5,557,330	計	9 団体
					計
					計
					計
公 共 土 木 権 限	千 円	59,252,732	3,957,970	計	9 団体
					計
					計
					計
住 宅 等	千 円	26,665,350	1,732,959	計	9 団体
					計
					計
					計
文 教 施 設	千 円	1,732,959	2,411,000	計	9 団体
					計
					計
					計
農 業 被 害	千 円	70,000	399,550	計	9 団体
					計
					計
					計
林 産 被 害	千 円	5,488,759	2,200,000	計	9 団体
					計
					計
					計
国 鉄 被 害	千 円	301,117	1,482,382.75	計	9 団体
					計
					計
					計

